



# VI

## 実施計画の進行管理と評価



# 1 計画の進行管理

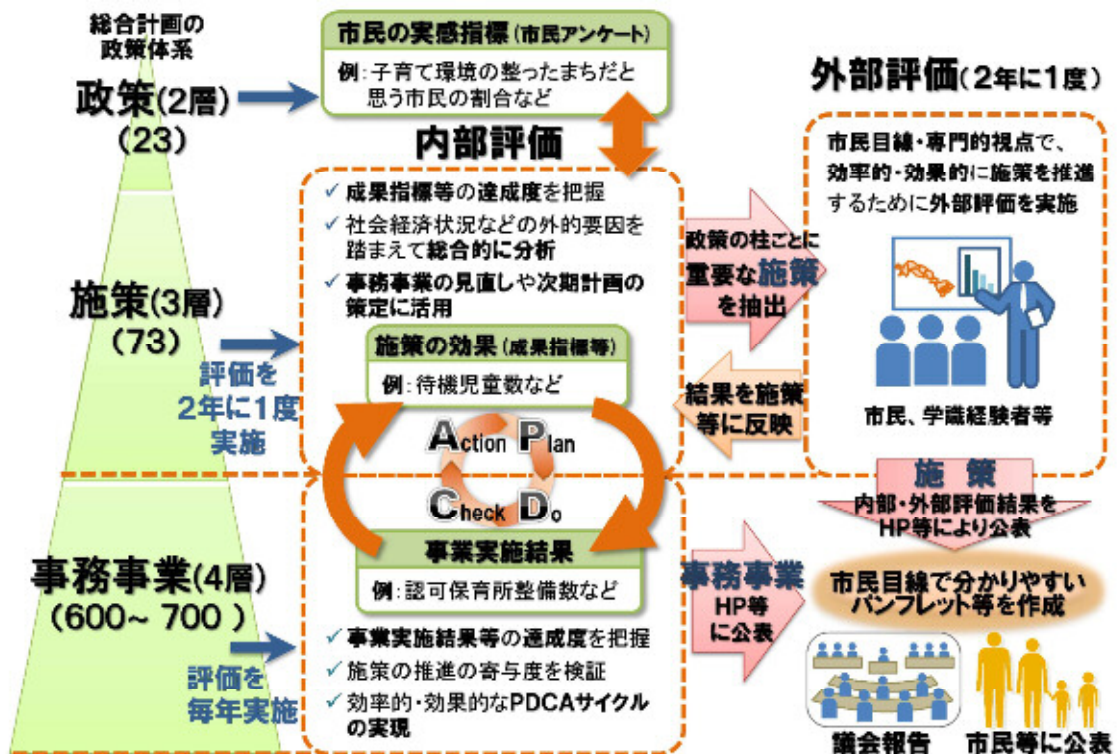
少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

新たな総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCA サイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築します。

## (1) 新たな総合計画における進行管理

総合計画では、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民の実感も踏まえて、内部・外部の視点により検証しながら、進行管理を実施していきます。

〔新たな総合計画における進行管理の全体イメージ〕



## 【進行管理のポイント】

- ◇ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、新たな総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ◇ 指標を活用した評価を実施し、新たな総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

### ① 内部評価等

#### ● 政策に関する効果の測定

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

#### ● 施策に関する評価

市の取組の効果を表す指標を設定し、適切な事務事業の見直しなどを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

#### ● 事務事業に関する評価

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

## ② 外部評価

**市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します**

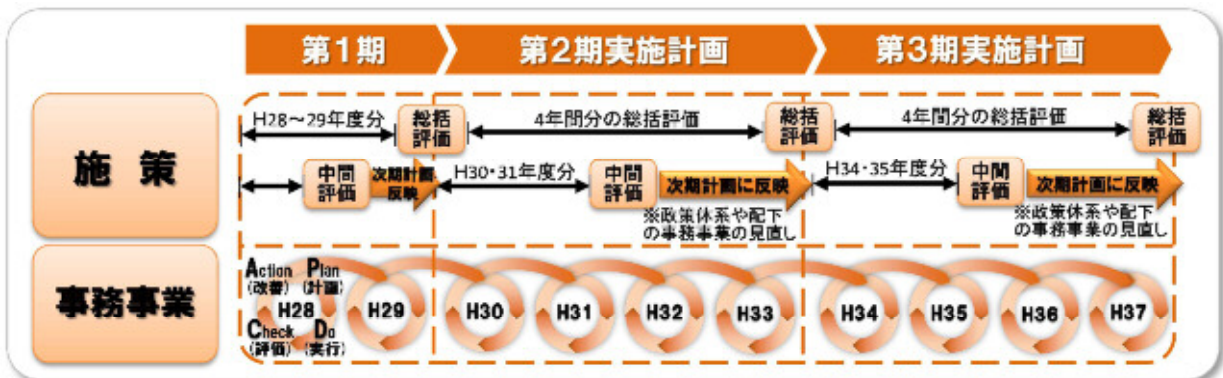
これまでは“内部評価結果の市民への分かりやすさ”を視点とする評価を実施してきましたが、今後は、有識者や市民の参画により、市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

### (2) 評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、概ね2年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

〔評価スケジュールのイメージ〕



## 2 市民の実感指標について

### (1) 目標設定の考え方

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果を基に、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定します。

**<新たな総合計画策定に向けた市民アンケート>** ※ 詳細結果は資料編 494・495 ページ参照  
 川崎市民を対象とした**郵送調査**と全政令市の市民を対象とした **WEB 調査**を実施し、設問は郵送・WEB ともに同様の項目（他政令市は居住の市の状況）で設定。  
 ●**郵送調査**…本市の現状を示す値として活用  
 ●**WEB調査**…政令市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用

### (2) 市民アンケートの活用

- 市民アンケートを5段階の評価等（①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等）で実施した結果を基に、郵送調査の積極的な回答の割合（①そう思う＋②やや思う）を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定します。
- 郵送調査の本市の結果とWEB調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定します。

### (3) 目標の設定方法

◇ 全政令指定都市の水準（平均値）と比較した目標の設定方法

本市と他都市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも <b>高い</b>	全政令市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 (現状以上 = 『最高水準を維持』)
	上記以外	他都市の最高値をめざした目標値を設定 (現状 + 最高値との差(1~10%))
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも <b>低い</b>	全政令市の平均値以上をめざした目標値を設定 (現状 + 全政令市との差(1~10%))	

#### (4) 市民の実感指標の例

### 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
災害に強いまちづくりを進めていると思う市民の割合(市民アンケート)	15.6%	25%以上

市民アンケート(郵送・WEB調査)の設問

郵送調査の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定

WEB調査による全政令市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査による本市の現状の割合との比較により、目標を設定(5%単位で設定)

総論

基本  
構想

基本  
計画

10年  
戦略

実施  
計画  
【政策体  
系別】

実施  
計画  
【区】

進行  
管理

### 3 施策の成果指標について

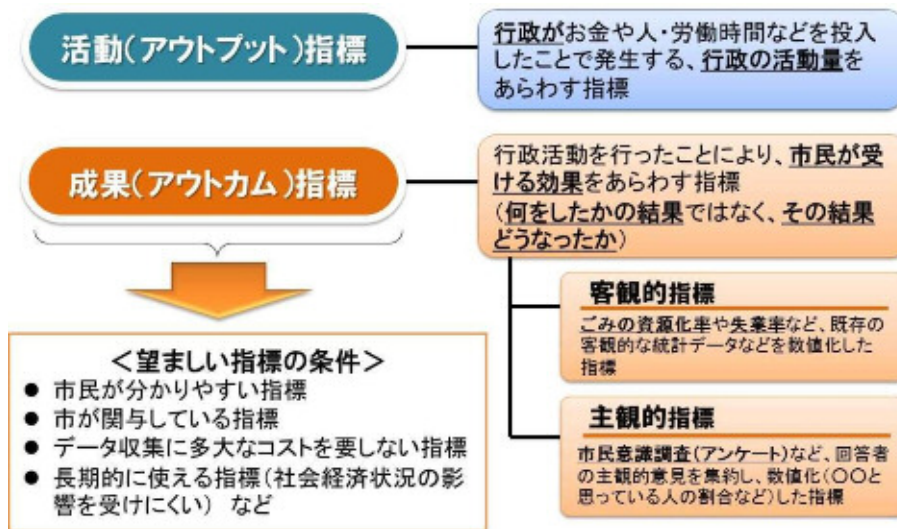
#### (1) 成果指標の活用

新たな総合計画における施策の取組については、市民の視点に立脚した指標により、分かりやすい評価の結果を公表するために、成果指標の考え方を活用した目標設定を行います。また、目標の評価の結果を施策・事業等に適切に反映していくことで、総合計画の着実な実行と進行管理を図ります。

#### ※ 成果指標とは

行政がお金や人・労働時間などを投入したことで発生する行政の活動量（アウトプット）をあらゆる指標に対し、行政が施策の取組等を行ったことにより、市民が受ける効果（アウトカム）を表す指標を成果指標と言います。成果指標を設定することで、施策の達成度を分かりやすく示すことができます（〔活動指標と成果指標について〕参照）。

#### 〔活動指標と成果指標について〕



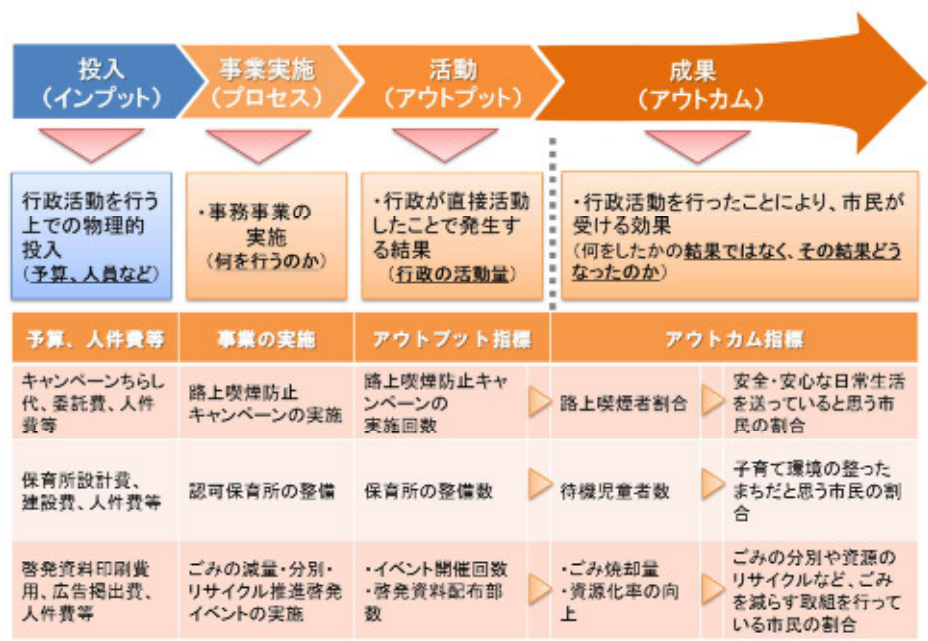
#### (2) 施策の指標設定の考え方

原則として成果指標の考え方を基にアウトカム（成果）指標を各施策に設定しますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、基本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で



示した方が、効果が分かりやすい場合等は、アウトプット（活動量）指標等を用いるなど、それぞれの施策の特性に応じた指標の設定を行います。

〔アウトプット指標とアウトカム指標の違い〕



(3) 指標の目標期間

各実施計画ごとの目標を設定しつつ、計画期間開始時から10年後の最終年度（H37）に向けて達成すべき目標値を設定します。



※ 指標に、数年に一度実施する調査データ等を活用している場合は、目標達成を判断する時期がその調査に依拠するため、直近の調査結果等により、目標達成の状況を評価します。

(例) 第2期実施計画の目標値の評価  
5年に一度の全国〇〇調査を指標に活用 (H32に実施)  
⇒ H32に計画期間の目標値の達成状況を確認

#### (4) 施策の指標の目標値設定の考え方

施策の指標における目標値については、次のような考え方を参考に、設定しています。

##### ① 既存計画の目標値

新たな総合計画と連携する計画（496ページ参照）や国・県等の計画に位置づけられた目標値、法令上に定められた目標値等、すでに所与の数値目標があり、本市としてそれらの計画等に基づいて施策を推進すべき状況にある場合は、それらの計画等による目標値を設定します。

##### ② 他都市等との比較による目標値

本市の現状を他都市等と比較することにより、めざすべき目標を導き出し、一定の水準（他都市等の平均値、最高値等）を目安とした目標値を設定します。

##### ③ 最大限の工夫により達成すべき目標値

過去のトレンドや外的要因等を踏まえつつ、計画期間内に市の取組として最大限の工夫を講じた上で達成すべき目標値を設定します。



# 資料編



## ■ 計画の策定経過

### 1 計画策定にあたっての基本姿勢

計画の策定と推進にあたっては、以下の点を重視して進めました。

#### (1) 「対話」と「現場主義」

市民との対話を基本に、市民活動や企業活動の現場からの問題提起や、行政サービスの最前線での具体的な課題を踏まえながら計画を策定しました。

#### ① 策定プロセスの重視と参加手法の積極的導入

従来行われてきたアンケート調査やパブリックコメント、出前説明会等に加え、市内先端企業との包括協定に基づくインターネット上のSNSのビッグデータを活用した新たな計画策定手法や、無作為抽出した市民からの意見聴取、さまざまな場を活用した各種参加手法の導入や、地域環境図集（地区カルテ）等の作成などにより、市民の参加と成熟した討議を基本として策定作業を進めました。

#### 無作為抽出した市民による「川崎の未来を考える市民検討会」

2つのワークショップ手法（「ワールドカフェ（午前）」・「グループワーク（午後）」）を用い、参加者の意見を「広く」また、「掘り下げて」聴取するように実施しました。「ワールドカフェ（午前）」では「区のいいところ」、「区の問題点」、「10年後のまち」といった3つのテーマについて席替えをしながら意見交換を行いました。「グループワーク（午後）」では区ごとの現状や課題をテーマに意見交換を行いました。

平成 26 年

開催日	会場
・ 7 / 5 (土)	: 川崎区 (市役所第4庁舎)
・ 7 / 20 (日)	: 宮前区 (宮前区役所)
・ 7 / 21 (月・祝)	: 幸 区 (幸区役所)
・ 8 / 9 (土)	: 高津区 (高津区役所)
・ 8 / 10 (日)	: 麻生区 (麻生区役所)
・ 8 / 23 (土)	: 中原区 (エポックなかはら)
・ 8 / 31 (日)	: 多摩区 (多摩区役所)

参加者数：180人（7区合計）

〔幸区(川崎の未来を考える市民検討会)〕



〔高津区(川崎の未来を考える市民検討会)〕



### 区民祭の場等を活用した年齢・性別など幅広い層の市民意見の聴取

各会場にブースを設け、策定に向けた基本的な考え方や策定状況を御説明するとともに、無作為抽出した市民によるワークショップでの意見を参考に、地域課題と解決のアイデアを示したパネルを用意し、区民祭等に会場する市民が共感する項目にシール投票を実施しました。

平成 26 年

開催日	開催時間	会場
・高津区：7/27(日)	14 時～	高津区民祭(大山街道)
・麻生区：10/12(日)	11 時～	あさお区民まつり(区役所)
・幸 区：10/18(土)	11 時～	幸区民祭(区役所)
・多摩区：10/18(土)	11 時～	多摩区民祭(生田緑地)
・中原区：10/19(日)	11 時～	なかはら”ゆめ”区民祭(等々力緑地)
・宮前区：10/26(日)	11 時～	宮前区民祭(区役所)
・川崎区：11/ 2(日)	13 時 30 分～	かわさき市民祭り(富士見公園)

参加者数：8, 289人（シール投票者のみ集計 7区合計）

### 川崎の未来を考える市民フォーラム

川崎市の現状や課題を市民と共有し、新たな総合計画の策定に必要なビジョンや考え方を市民とともに考えることを目的に、大ホールにおけるシンポジウム（新たな総合計画策定に向けた市長挨拶、基調講演「超高齢社会を見据えた地域づくり」、パネルディスカッション）のほか、会場内展示による情報発信やシール投票による意見聴取などを実施しました。

日 時：平成 26 年 11 月 8 日（土）午後・高津市民館

参加者数：来場者約 800 人、シンポジウム参加者約 300 人

### 出前説明会

計画策定の早い段階から、以下のような各種団体への出前説明会を実施しました。

- ・川崎商工会議所
- ・川崎市医師会
- ・川崎市社会福祉協議会障害者部会
- ・川崎市 P T A 連絡協議会
- ・地域教育会議
- ・全町内会連合会
- ・区（地区）町内会連合会 など

### ●「出前説明会」の実施状況

実施期間	開催数	参加者数
平成 26 年 8 月～ 平成 27 年 10 月まで	102 回	1,854 人

### 「市民車座集会」

「市民車座集会」では、「新たな総合計画 素案」とともに「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」についても説明し、御意見を伺いました。

#### ●「市民車座集会」の実施状況

開催日	会場	参加者 (人)	意見数 (件)	発言者数 (人)
平成 27 年 8 月 23 日(日)13:30～	川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)ホール	約 200	37	19

### その他の取組

パブリックコメントや、それに伴う説明会、ホームページ上での意見募集、市内先端企業との包括協定に基づくインターネット上の SNS のビッグデータの活用などの取組もあわせて進めました。

#### ●「パブリックコメント手続」の実施状況

##### ア 「新たな総合計画 素案」に対するパブリックコメント実施結果

意見提出方法	意見提出者数	意見数
メール	37 人	50 件
ファックス	23 人	92 件
郵便	8 人	49 件
持参	10 人	39 件
合計	78 人	230 件

##### イ 「新たな総合計画 第 1 期実施計画素案」に対するパブリックコメント実施結果

意見提出方法	意見提出者数	意見数
メール	23 人	100 件
ファックス	7 人	22 件
郵便	0 人	0 件
持参	0 人	0 件
合計	30 人	122 件

#### ② 職員参加による計画策定

職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への職員参加も重要な視点であることから、策定作業方針に基づき各局区の本部や各種ワーキンググループを立ち上げました。このような体制の中ですべての職員が課題意識を持って計画策定に取り組みました。

#### (2) 行財政改革に関する計画等との連携

中長期的な財政状況の見通しや財政運営の基本的な考え方を踏まえて、行財政改革に関する計画の策定作業と連携しながら、新たな総合計画の策定作業を進めることにより、将来に向けて真に必要な政策・施策の推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を図りました。

## 2 策定推進体制

### (1) 川崎市総合計画策定推進本部(「策定推進本部」)

新たな総合計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進しました。

本部長が本部員(各局区の局長等)を召集して開催する本部会議のほかに、必要に応じて総合企画局長が総括企画主管(各局区の企画担当部長等)又は企画主管(企画担当課長等)を召集して推進幹事会を開催するとともに、テーマ別の推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めました。

各局区においては、策定作業方針に基づき設置した、局本部、区本部において、それぞれの政策分野や地域ごとの課題等について検討を進めました。

### (2) 川崎市総合計画有識者会議(「有識者会議」)

新たな総合計画の策定に関して、専門的な立場からの意見や助言をいただく場として、学識経験者6名で構成する有識者会議を開催しました。有識者会議は、それぞれの政策分野(例:「社会福祉」「子育て・教育」「まちづくり」など)の重点検討テーマを中心に検討を行いました。

また、新たな総合計画策定に向けた新たなアイデア等を創造する場として、ゲストアドバイザー等を招いたテーマ別の「ラウンドテーブル」を各回の会議と並行する形で開催しました。

#### ●有識者会議委員

氏名(敬称略)	分野	役職等
涌井 史郎(座長)	ランドスケープ・環境	東京都市大学環境学部教授
出石 稔(副座長)	地方自治・地方行財政・コミュニティ	関東学院大学副学長・法学部教授
秋山 美紀	社会福祉・ソーシャルデザイン	慶應義塾大学環境情報学部准教授
垣内 恵美子	文化・教育	政策研究大学院大学政策研究科教授
中井 検裕	都市計画・交通計画	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
平尾 光司	地域経済・産業振興・イノベーション	昭和女子大学学事顧問

### (3) 川崎市総合計画市民検討会議(「市民検討会議」)

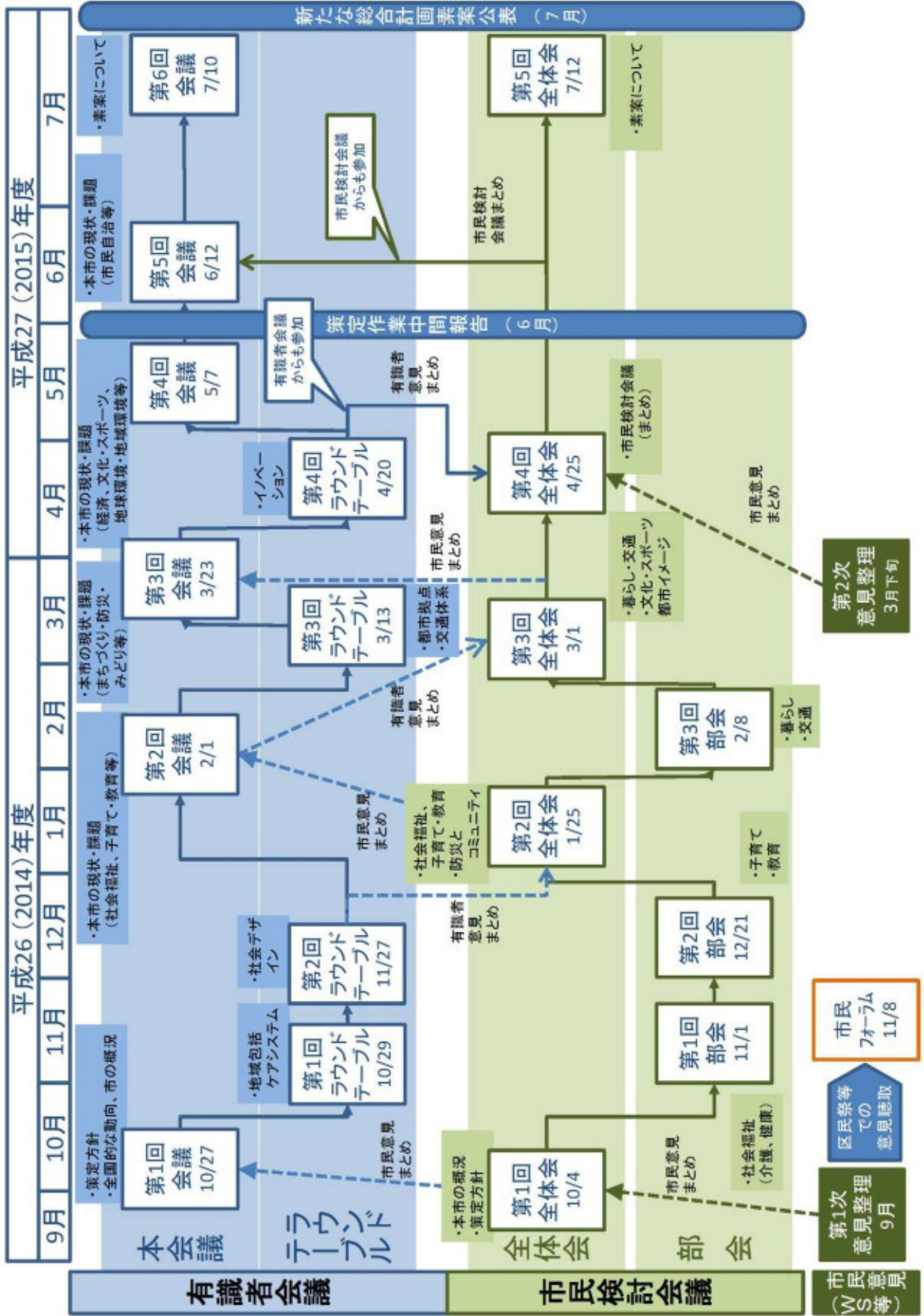
新たな総合計画の策定に関して、市民目線での意見や助言をいただく場として、公募市民等(無作為抽出した市民による「川崎の未来を考える市民検討会」参加者14名、公募市民7名、コーディネーター1名(中央大学法学部教授・川崎市在住 磯崎初仁氏))で構成する市民検討会議を開催しました。

市民検討会議は、それぞれ関心のある領域ごとに部会を構成し、全体会で意識の共有化や意見の集約を図るとともに、市民検討会議の検討結果については、有識者会議等において市民の視点からの意見として活かしました。

※20～70代の市民。各区概ね均等な人数で、男性11名・女性10名



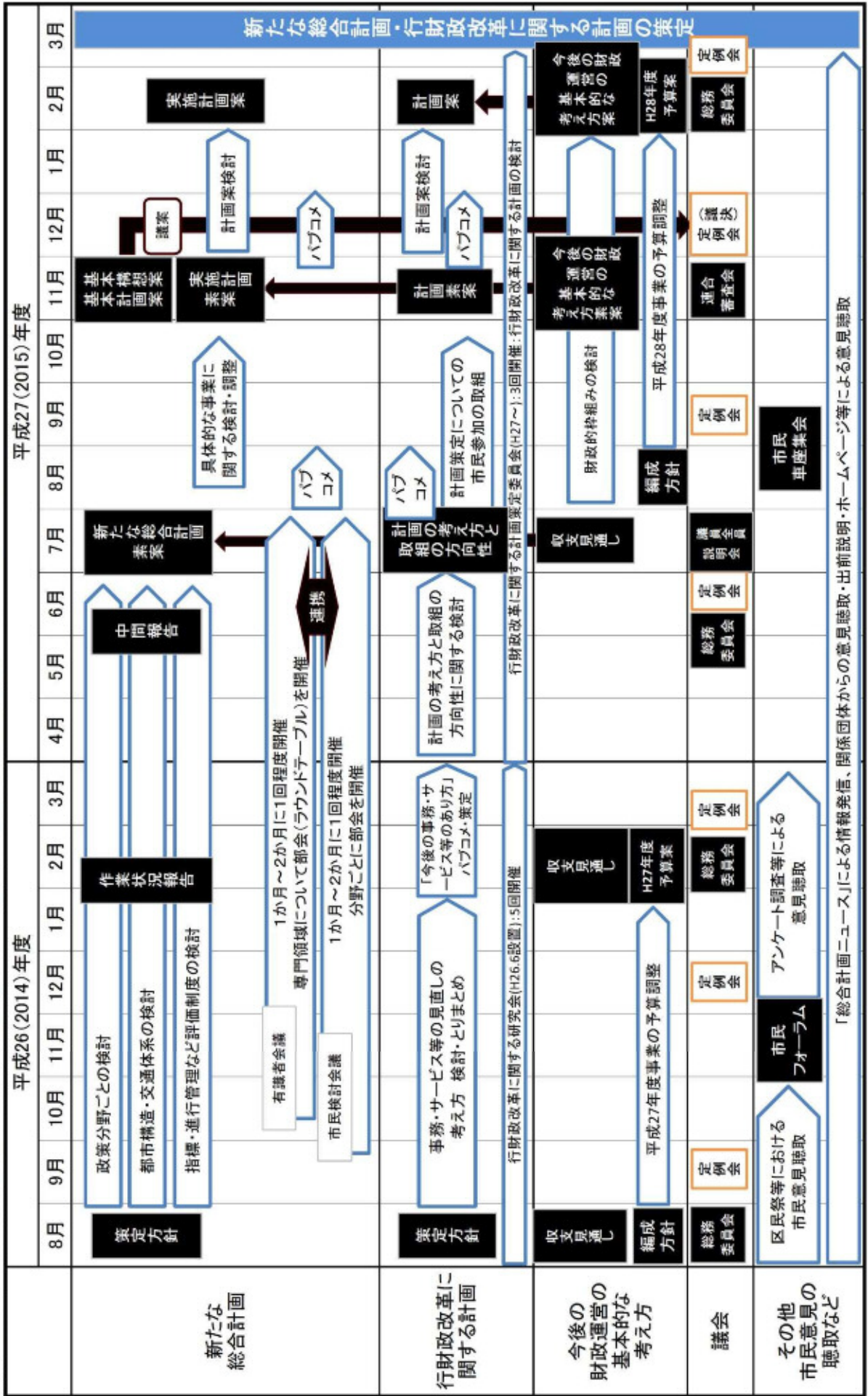
# 有識者会議・市民検討会議の開催概要



### 3 計画策定までのスケジュール概要

年	月日	内容
平成 26 年	4 月 22 日	新たな総合計画策定作業方針の確認・周知
	4 月～5 月	各局区本部設置
	7 月～8 月	無作為抽出した市民からの意見聴取の実施
		「川崎の未来を考える市民検討会」(7 回)
	7 月～11 月	区民祭等の場を活用した意見聴取(7 回)
	8 月	策定方針の公表
	10 月	市民検討会議による検討開始
	11 月	有識者会議設置による検討開始
	11 月	市民フォーラムの開催
平成 27 年	2 月	策定作業状況報告
	6 月	策定作業中間報告
	7 月	新たな総合計画 素案の公表 新たな総合計画素案に関する議員全員説明会
	8 月	パブリックコメントの実施 市民車座集会の開催
	11 月	実施計画素案の公表 パブリックコメントの実施
	12 月	基本構想・基本計画 議決
平成 28 年	2 月	第 1 期実施計画案の公表
	3 月	新たな総合計画の策定

# 新たな総合計画及び行財政改革に関する計画の策定スケジュール



## 4 新たな総合計画策定に向けた市民アンケート結果概要

### (1) 調査概要

新たな総合計画を策定するにあたり、市政に対する市民の実感を指標として設定することを目的として、市民生活やまちづくりに関するテーマなどを中心に、市民の生活意識や市政に対する意識等に関するアンケート調査を実施しました（調査期間：平成27(2015)年2月9～28日）。

<アンケート内容>

	郵送アンケート	WEB アンケート
調査対象	川崎市在住の満20歳以上の男女個人	政令指定都市在住の満20歳以上70歳未満の男女個人（川崎市も含む）
調査数	3,000人	20政令指定都市（各700人程度）
調査方法	郵送法	WEB法
有効回収数	1,204標本	調査数と同数（700人程度）
有効回収率	40.1%	-
調査内容	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、 <b>川崎市民</b> の生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：31項目）	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、 <b>居住する地</b> での生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：33項目）
回答肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5段階評価方式</li> <li>①そう思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わない</li> <li>●2項目選択方式（有無）</li> <li>①ある ②ない</li> </ul>	
調査結果の用途	新たな総合計画における指標の設定において、現状を示す値になるもの	政令指定都市との比較等により、目標値設定に向けて参考とするもの

<アンケート項目>

No	設問	No	設問
1	災害に強いまちづくりは進んでいると思うか	18	市内産業に活力があり、事業者が元気なまちであると思うか
2	家庭での災害への事前の備えを行っているか	19	新しいビジネスが生まれているまちだと思うか
3	安全・安心な日常生活を送っていると思うか	20	ICTの活用が進んでいると思うか
4	上下水道サービスについて満足しているか	21	臨海部の経済活動が盛んであると思うか
5	高齢者や障害者が生き生きと生活できる環境が整っていると思うか	22	市内の拠点駅の周辺に魅力や活気はあると思うか
6	社会保障制度に基づく市の取組が市民の経済的な不安の解消に役立っていると思うか	23	市内に美しいまち並みが保たれていると思うか
7	安心して医療を受けることができると感じているか	24	交通利便性の高いまちだと思うか
8	子育て環境の整ったまちだと思うか	25	文化・芸術活動の盛んなまちだと思うか
9	この1年間に生涯学習をしたことがあるか（ <b>有無</b> ）	26	スポーツの盛んなまちだと思うか
10	自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思うか	27	町内会や市民活動など、地域活動に参加しているか（ <b>有無</b> ）
11	環境に配慮した生活を送っているか	28	必要な市政情報を得ることができていると思うか
12	市民や市内事業者による環境に配慮した取組は進んでいるか	29	市政に対する市民の意見や要望を伝える機会等を市が備えていると思うか
13	市内の空気や川などの水がきれいになったと思うか	30	求めている行政サービスを必要なときに区で受けられていると思うか
14	ごみを減らす取組を行っているか	31	市民の人権や平和に対する意識が高いと思うか
15	市内にある自然や公園に満足しているか	32	川崎市に魅力やよいイメージがあるか（※）
16	住環境（住みやすさ）に満足しているか	33	自分の市に魅力やよいイメージがあるか（※）
17	市が働きやすいまちだと思うか		

※ WEBアンケートのみで実施

(2) 調査結果

No.	積極的評価						中間の評価			消極的評価		
	川崎市結果		WEB				川崎市結果		WEB	川崎市結果		WEB
	郵送	WEB	20政令市				郵送	WEB	20政令市	郵送	WEB	20政令市
	①思う ②やや思う	①思う ②やや思う	全政令市 平均値	川崎 順位	政令市 最高値		③どちら でもない	③どちら でもない	全政令市 平均値	④思わない ⑤やや思わ ない	④思わない ⑤やや思わ ない	全政令市 平均値
1	15.6	17.3	25.8	15位	58.3	神戸	55.4	64.9	53.2	27.3	17.9	20.9
2	41.9	38.1	29.8	4位	51.0	仙台	19.3	23.0	22.8	38.3	38.9	47.4
3	54.1	56.9	50.9	1位	56.9	川崎	32.3	33.9	40.0	12.7	9.3	9.1
4	60.6	56.7	55.7	9位	68.1	名古屋	26.1	33.0	31.1	12.3	10.3	13.4
5	20.7	19.4	20.8	14位	29.3	名古屋	49.9	60.4	56.7	28.7	20.1	22.5
6	16.6	10.0	11.4	16位	17.7	名古屋	55.7	67.9	59.8	26.3	22.1	28.8
7	53.8	48.3	53.3	18位	62.7	名古屋	25.6	36.9	33.3	20.0	14.9	13.4
8	26.9	24.1	30.0	19位	38.6	名古屋	41.9	54.1	51.5	29.4	21.7	18.5
9	25.2	10.1	12.9	19位	15.2	北九州	-	-	-	72.9	89.9	87.1
10	50.8	39.1	38.2	6位	44.2	熊本	30.0	43.1	42.3	17.2	17.7	19.5
11	53.2	41.7	37.0	2位	43.1	千葉	33.1	39.7	42.6	12.0	18.6	20.4
12	24.9	20.6	20.6	10位	38.5	北九州	52.7	63.3	59.9	20.2	16.1	19.5
13	55.6	38.4	30.4	3位	57.2	北九州	28.4	45.4	48.1	14.1	16.1	21.5
14	86.6	72.6	71.4	9位	79.2	熊本	8.1	19.1	20.3	3.7	8.3	8.4
15	44.4	40.7	44.2	13位	56.7	札幌	30.1	36.9	36.9	23.8	22.4	18.9
16	59.6	65.9	61.2	5位	67.7	神戸	22.3	22.7	26.7	16.5	11.4	12.1
17	29.7	27.1	29.9	10位	48.4	名古屋	55.5	59.9	50.7	13.4	13.0	19.3
18	28.3	31.4	21.9	4位	42.9	名古屋	54.6	54.3	52.6	15.8	14.3	25.4
19	24.4	19.0	16.9	8位	42.1	福岡	47.8	56.7	45.9	26.3	24.3	37.2
20	22.9	22.3	21.2	7位	33.1	福岡	55.9	57.1	55.3	18.6	20.6	23.6
21	27.4	28.7	22.4	6位	42.6	横浜	55.8	59.1	51.7	14.1	12.1	25.9
22	70.0	73.7	39.2	1位	73.7	川崎	17.4	18.4	33.0	11.2	7.9	27.8
23	29.8	27.9	38.6	17位	60.0	仙台	39.0	47.1	40.4	30.2	25.0	21.1
24	62.0	61.4	48.4	6位	77.3	大阪	18.4	23.7	26.0	18.7	14.9	25.7
25	48.0	44.7	34.4	4位	65.9	京都	37.6	42.1	45.2	13.0	13.1	20.5
26	47.6	46.9	39.1	6位	62.7	広島	39.4	42.9	44.3	11.5	10.3	16.6
27	30.3	16.3	22.1	18位	31.7	浜松	-	-	-	68.5	83.7	77.9
28	37.5	34.7	40.0	18位	48.7	仙台	39.5	46.9	43.6	21.9	18.4	16.5
29	18.1	16.0	18.1	18位	23.3	熊本	50.8	61.0	58.5	29.7	23.0	23.4
30	43.1	35.0	30.3	3位	37.0	名古屋	37.2	48.9	53.3	18.2	16.1	16.4
31	20.1	11.3	17.7	19位	52.5	広島	58.6	70.1	61.7	19.7	18.6	20.6
32	-	40.7	14.6	1位	40.7	川崎	-	41.6	62.1	-	17.7	23.2
33	-	40.7	48.7	12位	69.4	神戸	-	41.6	38.0	-	17.7	13.2

## ■ 新たな総合計画と連携する計画

「新たな総合計画と連携する計画」とは、法令などによって策定が義務付けられている計画や、分野別あるいは分野を横断した行政課題に対応するため、各局等が策定する計画です。

なお、「計画期間」欄の計画終期がないものについては、終期の設定がない計画です。

### ● 分野横断計画

総合計画の中で複数の基本政策(1層)を担い、横断的に政策を推進するための計画

計画名	関連基本政策	計画期間
国土強靱化地域計画	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~ H 32 年度
国際施策推進プラン	1.2.3.4.5	H 28 年度 ~ H 37 年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	1.2.3.4.5	H 27 年度 ~ H 31 年度
資産マネジメントカルテ	1.2.3.4.5	H 26 年度 ~ H 32 年度
地域福祉計画	1.2.3.4.5	H 26 年度 ~ H 29 年度
都市計画マスタープラン	1.2.3.4.5	H 18 年度 ~ H 38 年度

### ● 分野別計画

総合計画における政策・施策(2・3層)を具体的に推進するための計画等で、施策の大部分が各基本政策(1層)の中に収まる計画

【基本政策 1】 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
地震防災戦略	1-1-1 1-1-2 1-1-3	H 28 年度 ~ H 32 年度
臨海部防災対策計画	1-1-1	H 25 年度 ~ H 年度
防災都市づくり基本計画	1-1-2	H 27 年度 ~ H 年度
耐震改修促進計画	1-1-3	H 28 年度 ~ H 32 年度
消費者行政推進計画	1-2-1	H 26 年度 ~ H 28 年度
ユニバーサルデザイン方針	1-2-3	H 28 年度 ~ H 年度
水道事業中期計画	1-3-1	H 26 年度 ~ H 28 年度
工業用水道事業中期計画	1-3-1	H 26 年度 ~ H 28 年度
下水道事業中期計画	1-3-2	H 26 年度 ~ H 28 年度
自殺対策総合推進計画	1-4-1	H 27 年度 ~ H 29 年度
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	1-4-2 1-4-3	H 27 年度 ~ H 29 年度

計画名	関連政策・施策	計画期間
障害者計画・障害福祉計画	1-4-4 1-4-5	H 27 年度 ~ H 32 年度
障害者雇用・就労促進行動計画	1-4-5	H 26 年度 ~ H 28 年度
住宅基本計画	1-4-6	H 23 年度 ~ H 32 年度
健康増進計画かわさき健康づくり21	1-4-7	H 25 年度 ~ H 34 年度
食育推進計画	1-4-7	H 26 年度 ~ H 28 年度
地域医療計画	1-6	H 25 年度 ~ H 29 年度
市立病院中期経営計画	1-6-2	H 28 年度 ~ H 32 年度

**【基本政策 2】 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり**

計画名	関連政策・施策	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2-1	H 27 年度 ~ H 31 年度
子ども・若者ビジョン	2-1 2-2	H 28 年度 ~ H 33 年度
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	2-1-4	H 25 年度 ~ H 29 年度
教育振興基本計画かわさき教育プラン 第1期実施計画	2-2 2-3 4-8-2	H 27 年度 ~ H 29 年度
学校施設長期保全計画	2-2-3	H 26 年度 ~ H 年度

**【基本政策 3】 市民生活を豊かにする環境づくり**

計画名	関連政策・施策	計画期間
環境基本計画	3-1 3-2 3-3	H 23 年度 ~ H 32 年度
地球温暖化対策推進基本計画	3-1-1	H 23 年度 ~ H 32 年度
水環境保全計画	3-2-1	H 24 年度 ~ H 32 年度
一般廃棄物処理基本計画	3-2-2	H 28 年度 ~ H 37 年度
緑の基本計画	3-3	H 20 年度 ~ H 29 年度
新多摩川プラン	3-3-5	H 28 年度 ~ H 37 年度

**【基本政策 4】 活力と魅力あふれる力強い都市づくり**

計画名	関連政策・施策	計画期間
産業振興プラン	4-1 4-2 4-3	H 28 年度 ~ H 37 年度
商業振興ビジョン	4-1-2	H 21 年度 ~ H 30 年度
農業振興計画	4-1-4	H 28 年度 ~ H 37 年度
情報化推進プラン	4-2	H 28 年度 ~ H 32 年度
ウェルフェアイノベーション推進計画	4-2-2	H 26 年度 ~ H 28 年度
川崎港港湾計画	4-4-2 4-4-3	H 26 年度 ~ H 37 年度
総合都市交通計画	4-7	H 25 年度 ~ H 44 年度
第2次道路整備プログラム	4-7-2	H 28 年度 ~ H 37 年度
市バス事業経営プログラム	4-7-4	H 26 年度 ~ H 30 年度
スポーツ推進計画	4-8-1	H 24 年度 ~ H 33 年度
文化芸術振興計画	4-8-2 4-8-3	H 26 年度 ~ H 35 年度
文化財保護活用計画	4-8-2	H 26 年度 ~ H 36 年度
シティプロモーション戦略プラン	4-9	H 27 年度 ~ H 36 年度
新・かわさき観光振興プラン	4-9-2	H 28 年度 ~ H 37 年度

**【基本政策 5】 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり**

計画名	関連政策・施策	計画期間
人権施策推進基本計画	5-2	H 27 年度 ~ H 37 年度
男女平等推進行動計画	5-2-2	H 26 年度 ~ H 30 年度

※ここに掲載していない理念的な方針や個別の事務事業（4層）を推進するための計画等については、実施計画の計画期間の主な取組などで必要に応じて記載しています。



## ■ 計画事業費及び政策体系図

### 1 政策体系別計画事業費集計表

第1期実施計画の推進に要する計画事業費は、次の集計表のとおりです。ここでは、政策体系に基づく5つの「基本政策」及び「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」について、計画期間（平成28（2016）年度～平成29（2017）年度）の各年度ごとに総事業費及び一般会計分の事業費を集計した上で、一般会計分については、その財源内訳を算出しています。

5つの「基本政策」に基づく計画事業費は、表の「政策体系合計」の欄にあるように、

平成28（2016）年度 **719,024 百万円** 平成29（2017）年度 **820,070 百万円**

で、これに「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」を加えると、

平成28（2016）年度 **1,157,914 百万円** 平成29（2017）年度 **1,262,695 百万円**

となります。

実施計画は、本市が取り組むすべての事務事業等を対象とすることから、平成28（2016）年度の計画事業費は、全会計合計から公債管理会計分を除いた予算総額と一致しています。

さらに、「政策体系別計画事業費」では、5つの基本政策ごとの計画事業費を集計し、その事業費内訳を示しています。

（単位：百万円）

	年度	総事業費	一般会計の財源内訳				
			一般会計	国庫支出金	市債	その他 特定財源	一般財源
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らす ことができるまちづくり	平成28(2016)	463,806	162,166	64,780	11,720	20,957	64,709
	平成29(2017)	476,574	166,743	65,151	12,859	20,186	68,547
	<b>2か年総計</b>	<b>940,380</b>	<b>328,909</b>	<b>129,931</b>	<b>24,579</b>	<b>41,143</b>	<b>133,256</b>
基本政策 2 子どもを安心して育てること のできるふるさとづくり	平成28(2016)	125,023	124,748	30,719	16,386	18,143	59,501
	平成29(2017)	189,667	189,392	45,214	19,000	19,019	106,159
	<b>2か年総計</b>	<b>314,690</b>	<b>314,140</b>	<b>75,933</b>	<b>35,386</b>	<b>37,162</b>	<b>165,660</b>
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境 づくり	平成28(2016)	21,466	21,135	1,016	6,657	3,844	9,618
	平成29(2017)	23,201	22,909	1,633	5,984	4,601	10,691
	<b>2か年総計</b>	<b>44,667</b>	<b>44,044</b>	<b>2,649</b>	<b>12,641</b>	<b>8,445</b>	<b>20,309</b>
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い 都市づくり	平成28(2016)	104,586	74,776	11,332	20,629	29,842	12,973
	平成29(2017)	127,356	102,420	15,465	34,612	34,543	17,800
	<b>2か年総計</b>	<b>231,942</b>	<b>177,196</b>	<b>26,797</b>	<b>55,241</b>	<b>64,385</b>	<b>30,773</b>
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市 民自治の地域づくり	平成28(2016)	4,143	4,143	370	706	897	2,170
	平成29(2017)	3,272	3,272	179	313	583	2,197
	<b>2か年総計</b>	<b>7,415</b>	<b>7,415</b>	<b>549</b>	<b>1,019</b>	<b>1,480</b>	<b>4,367</b>
政策体系合計	平成28(2016)	719,024	386,968	108,217	56,098	73,683	148,971
	平成29(2017)	820,070	484,736	127,642	72,768	78,932	205,394
	<b>2か年総計</b>	<b>1,539,094</b>	<b>871,704</b>	<b>235,859</b>	<b>128,866</b>	<b>152,615</b>	<b>354,365</b>
政策の執行を支えるその他 の事務事業・経費	平成28(2016)	438,890	252,014	1,480	2,268	22,543	225,722
	平成29(2017)	442,625	261,380	1,737	271	20,046	239,326
	<b>2か年総計</b>	<b>881,515</b>	<b>513,394</b>	<b>3,217</b>	<b>2,539</b>	<b>42,589</b>	<b>465,048</b>
総計	平成28(2016)	1,157,914	638,982	109,697	58,366	96,226	374,693
	平成29(2017)	1,262,695	746,116	129,379	73,039	98,978	444,720
	<b>2か年総計</b>	<b>2,420,609</b>	<b>1,385,098</b>	<b>239,076</b>	<b>131,405</b>	<b>195,204</b>	<b>819,413</b>

- ※ 公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。
- ※ 収支フレーム上の一般財源とは計上の考え方が異なるため、収支フレーム上の一般会計の一般財源額（歳出）と合わない場合があります。
- ※ 百万円未満を四捨五入しているため、一般会計と財源内訳の合計が合わない場合があります。
- ※ 政策体系の変更に伴い数字が変動する場合があります。

## 2 政策体系別計画事業費

(百万円)

基本政策	政策	施策	計画事業費		
			平成28年度	平成29年度	
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策 1-1 災害から生命を守る	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	4,145		
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	46		
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	893		
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	3,671		
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	2,060		
			<b>10,815</b>	<b>13,734</b>	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	756		
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	1,667		
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	466		
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	7,123		
			<b>10,013</b>	<b>11,456</b>	
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	16,783		
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	17,014		
			<b>33,797</b>	<b>33,793</b>	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	5,462		
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	88,485		
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを有する地域づくり	3,093		
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	23,809		
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	3,407		
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	10,844		
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	5,653		
			<b>140,753</b>	<b>146,231</b>	
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	180,955		
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	63,283		
			<b>244,238</b>	<b>245,511</b>	
	政策 1-6 市民の健康を守る	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	1,948		
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営		16,580			
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保		5,662			
		<b>24,190</b>	<b>25,851</b>		
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	27,953		
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	46,391		
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	6,027		
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	9,520		
			<b>89,890</b>	<b>94,732</b>	
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	5,997		
		施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	1,830		
		施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	20,801		
		施策 2-2-4 学校の教育力の向上	4,865		
			<b>33,493</b>	<b>93,266</b>	
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	64		
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	1,575		
			<b>1,640</b>	<b>1,669</b>	
	基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	289	
				<b>289</b>	<b>258</b>
		政策 3-2 地域環境を守る	施策 3-2-1 地域環境対策の推進	480	
			施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	11,608	
			<b>12,088</b>	<b>13,964</b>	
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	726		
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	6,874		
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	1,094		
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	45		
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	350		
			<b>9,089</b>	<b>8,979</b>	
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		<b>104,586</b>	<b>127,356</b>	
			<b>27,473</b>	<b>27,411</b>	

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

## 2 政策体系別計画事業費

(百万円)

基本政策	政策	施策	計画事業費	
			平成28年度	平成29年度
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	109	
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	1,833	
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	25,340	
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	191	
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		<b>6,994</b>	<b>6,509</b>
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	52	
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	83	
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	4,811	
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	21	
		施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	2,028	
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		<b>525</b>	<b>525</b>
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	137	
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	388	
	政策 4-4 臨海部を活性化する		<b>11,469</b>	<b>18,511</b>
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	407	
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	8,874	
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	2,187	
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		<b>10,272</b>	<b>10,685</b>
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	5,322	
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	4,950	
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		<b>857</b>	<b>1,202</b>
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	841	
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	16	
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		<b>19,305</b>	<b>24,968</b>
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	687	
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	15,059	
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	152	
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	3,408	
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		<b>4,828</b>	<b>18,936</b>
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	1,098	
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	2,550	
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	1,181	
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		<b>22,863</b>	<b>18,610</b>
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	310	
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	22,553	
基本政策	5 誰もが生きがいを有する市民自治の地域づくり		<b>4,143</b>	<b>3,272</b>
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		<b>3,789</b>	<b>2,919</b>
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	816	
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	690	
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	2,283	
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		<b>354</b>	<b>353</b>
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	227	
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	126	
政策の執行を支えるその他の事務事業・経費			<b>438,890</b>	<b>442,625</b>
	市長及び教育委員会の事務		<b>20,385</b>	<b>17,494</b>
		内部管理事務	13,540	
		事業執行を支える事務	6,846	
	その他の執行機関の事務		<b>2,108</b>	<b>2,063</b>
		公平な行政を支える事務	591	
		議会運営を支える事務	1,517	
	企業会計の事務		<b>66,883</b>	<b>66,279</b>
		内部管理事務	66,773	
		事業執行を支える事務	110	
	その他の経費(公債管理会計分を除く)		<b>349,514</b>	<b>356,789</b>
		人件費(職員給与費)	126,301	
		公債費	148,534	
		繰出金	73,781	
		予備費	898	

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

### 3 実施計画の計画事業費と収支フレーム

「今後の財政運営の基本的な考え方」では、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、中長期的な収支状況を示した「収支フレーム」に沿った財政運営を行うこととしており、この収支フレームを踏まえて、総合計画を推進します（※）。

歳入については、平成28（2016）年度は3,601億円、平成29（2017）年度は4,026億円としていますが、多様化する課題への的確な対応等、必要な施策・事業を着実に推進するために、平成28（2016）年度は92億円、平成29（2017）年度は191億円の一時的な収支不足を想定しています。

この収支不足については、市民サービスの安定的な提供と財政状況のバランスを考慮した上で、減債基金からの新規借入れによる対応を行います。今後の税制改正や消費税増税に伴う軽減税率の適用による市税の減収影響額についても見込む必要があります。

このような本市の財政状況を踏まえた減債基金の活用は、あくまでも臨時的な対応であり、今後の収支見通しにおいても中長期的に返済が可能であること、市税の減収影響額は、各年度における予算編成作業や施策調整、事務事業の見直しなどにより調整を図っていくことが可能であることから、実施計画は財源的に実行可能な計画となっています。

なお、収支フレームでは、平成31（2019）年度以降、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行うこととしています。

「今後の財政運営の基本的な考え方」における収支フレームと計画期間

（単位：億円・一般財源ベース）

	収支フレーム				
	平成28年度 (2016)予算	平成29年度 (2017)見込	平成30年度 (2018)見込	平成31年度 (2019)見込	平成32年度 (2020)見込
<b>歳入 A</b>	<b>3,601</b>	<b>4,026</b>	4,136	4,210	4,253
市税	3,015	3,474	3,523	3,597	3,647
地方消費税交付金	232	246	318	319	313
地方譲与税・その他交付金	118	107	106	105	104
普通交付税・臨時財政対策債	10	10	0	0	0
その他一般財源	141	99	99	99	99
退職手当債	20	20	20	20	20
行政改革推進債	65	70	70	70	70
<b>歳出 B</b>	<b>3,693</b>	<b>4,217</b>	4,179	4,205	4,248
投資的経費	303	361	299	293	296
一部の社会保障関連経費	851	896	927	953	986
公債費（諸費を除く）	700	706	714	715	726
管理的政策的経費	1,839	2,254	2,239	2,244	2,240
<b>収支 (A-B)</b>	<b>▲92</b>	<b>▲191</b>	<b>▲43</b>	5	5
H28税制改正による減収影響額	-	▲7	▲23	▲16	▲17
施策調整・事務事業の見直しなどによる今後の要員数額（収支改善額）	-	7	23	11	12
<b>減債基金からの新規借入想定額</b>	<b>92</b>	<b>191</b>	43	0	0

※ 計画事業費と収支フレームの一般財源の計上の考え方

	計画事業費 (歳出)	計上の考え方の調整		収支フレーム (歳出)
平成28年度	3,747	歳入歳出が同額の 事業費の調整 (減債基金既借入金)	歳入一般財源として 扱った財源の調整 (行政改革推進債・ 退職手当債)	3,693
平成29年度	4,447	▲139	85	4,217
		▲231	-	

→ 収支フレームでは、歳入歳出の一般財源額が同じ減債基金既借入金分を控除するとともに、行政改革推進債等の一部の歳出の特定財源を、歳入における一般財源として扱っています。

(※) 億円未満を四捨五入しているため、差し引きの合計が合わない場合があります。

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）		
基本政策	1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策 1-1 災害から生命を守る	<b>施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災対策管理運営事業</li> <li>○ 地域防災推進事業</li> <li>○ 防災施設整備事業</li> <li>○ 臨海部・津波防災対策事業</li> <li>○ 帰宅困難者対策推進事業</li> <li>○ 公園防災機能向上事業</li> <li>○ 本庁舎等建替事業</li> <li>危機管理対策事業</li> <li>放射線安全推進事業</li> <li>高層住宅の震災対策推進事業</li> <li>○ 港湾施設改修(防災・減災)事業</li> <li>海岸保全施設維持整備事業</li> </ul>		
				<b>施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災都市づくり基本計画推進事業</li> <li>○ 防災市街地整備促進事業</li> <li>○ 防災まちづくり支援促進事業</li> <li>狭あい道路対策事業</li> </ul>	
					<b>施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定建築物耐震対策事業</li> <li>○ 木造建築物耐震対策事業</li> <li>○ 民間マンション耐震対策事業</li> <li>公共建築物の耐震化事業</li> <li>○ 宅地防災対策事業</li> <li>急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>○ 耐震対策等橋りょう整備事業</li> </ul>

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）		
			消防音楽隊等活動事業		
			消防車両等管理業務		
			救急車両管理業務		
			庁舎等整備事業		
			警防資機材等管理業務		
			救助活動事業		
			活動計画・出場計画に関する業務		
			特殊災害対策業務		
			消防・救急無線デジタル化事業		
			航空関係業務		
			火災予防設備に関する業務		
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	○ 河川計画業務		
			○ 五反田川放水路整備事業		
			○ 河川改修事業		
		政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	○ 防犯対策事業	
				○ 路上喫煙防止対策事業	
				○ 客引き行為等防止対策事業	
				○ 消費生活相談情報提供事業	
				○ 消費者啓発育成事業	
				消費者自立支援推進事業	
				施策 1-2-2 交通安全対策の推進	○ 交通安全推進事業
					○ 安全施設整備事業
					○ 放置自転車対策事業
					踏切道改善推進調査事業
				施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○ ユニバーサルデザイン推進事業
			バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業		
			○ ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業		
○ 南武線駅アクセス向上等整備事業					
○ 鉄道駅ホームドア等整備事業					
福祉のまちづくり普及事業					
施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	○ 計画的な道路施設補修事業				
	○ 道路・橋りょう等の維持補修事業				
	○ 河川・水路維持補修事業				
	○ 道水路不法占拠対策事業				
	○ 道水路台帳整備事業				
	道路舗装事業				

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
			屋外広告物管理事業	
			私道舗装助成事業	
			占用業務管理	
			測量助成事業	
			地籍調査事業	
			公共工事の適正化推進事業	
			河川・水路財産管理業務	
		<b>政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える</b>		
		<b>施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上</b>		
		○ 主要施設の更新・耐震化事業		
		○ 送・配水管の更新・耐震化事業		
		○ 給水管の更新事業		
		○ 水道水質の管理業務		
		○ 工業用水道施設の整備事業		
		水道・工業用水道事業の危機管理対策		
		水道・工業用水道事業における環境施策の推進		
		水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化		
		<b>施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成</b>		
		○ 下水道施設・管きよの地震対策事業		
		○ 浸水対策事業		
		○ 高度処理事業		
		○ 合流式下水道の改善事業		
		○ 下水道施設・管きよの老朽化対策及び未普及解消事業		
		下水道水質管理・事業場指導業務		
		下水道事業の危機管理対策		
		下水道事業における環境施策の推進		
下水道事業における経営基盤の充実・強化				
<b>政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる</b>				
<b>施策 1-4-1 総合的なケアの推進</b>				
○ 地域包括ケアシステム推進事業				
○ 介護予防事業				
○ 認知症高齢者対策事業				
○ 在宅医療連携推進事業				
○ 福祉センター再編整備事業				
○ 地域見守りネットワーク事業				
○ 災害救助その他援護事業				
○ 民生委員児童委員活動育成等事業				
○ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業				
○ 権利擁護事業				
社会福祉法人指導監査等業務				
地域包括支援センターの運営				
障害者相談支援事業				

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
			社会福祉協議会の育成	
			戦没者遺族等援護	
			社会福祉審議会の運営	
			更生保護事業	
			地域福祉施設の運営	
			地域福祉計画推進事業	
			日本赤十字社に関する業務	
			<b>施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実</b>	
			○ 福祉人材確保対策事業	
			○ 介護サービスの基盤整備事業	
			○ ひとり暮らし支援サービス事業	
			○ 介護保険事業	
			○ かわさき健幸福寿プロジェクト	
			高齢者住宅対策事業	
			高齢者生活支援サービス事業	
			高齢者音楽療法推進事業	
			高齢者緊急一時入所事業	
			高齢者保健福祉計画推進事業	
			在宅福祉・医療サービスの推進事業	
			川崎市老人福祉施設事業協会の運営	
			民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	
			養護・軽費老人ホームの運営	
			老人保護措置	
		<b>施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり</b>		
			○ 高齢者外出支援事業	
			○ 高齢者就労支援事業	
			○ 生涯現役対策事業	
			○ いこいの家・いきいきセンターの運営	
			外国人高齢者支援事業	
			老人クラブ育成事業	
			老人福祉普及事業	
		<b>施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実</b>		
			○ 障害福祉サービスの基盤整備事業	
			○ 障害者日常生活支援事業	
			○ 障害児施設事業	
			○ 障害者福祉用具等支給・貸与事業	
			発達障害児・者支援体制整備事業	
			地域療育センターの運営	
			障害児タイムケア事業	
			地域療育センター整備事業	
			専門職員確保対策事業	
			ノーマライゼーションプラン推進事業	



## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）
			障害者支援制度実施事業
			井田地区福祉施設再編整備事業
			施設障害福祉サービス事業
			精神科救急医療対策事業
			難病患者相談研修支援事業
			難病患者等居宅生活支援事業
		<b>施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進</b>	○ 障害者就労支援事業
			○ 障害者社会参加促進事業
			○ 障害者の移動手段の確保対策事業
			社会的ひきこもり対策事業
			コミュニケーション支援事業
			障害者手当等支給事業
			精神保健事業
			心神喪失者等医療観察制度への対応事業
			心身障害者福祉事業基金事業
			障害者団体育成等事業
			地域活動支援センター事業
			精神保健福祉センターに関する業務
			精神保健福祉対策事業
			日常生活用具等給付事業
			障害者更生相談所運営事業
		<b>施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備</b>	○ 住宅政策推進事業
			○ 高齢者等に適した住宅供給推進事業
			住宅・マンション良質化支援推進事業
			○ 住情報提供推進事業
			○ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
			既存ストック活用推進事業
			○ 市営住宅等ストック活用事業
			市営住宅等管理事業
			市営住宅等再生事業
			<b>施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり</b>
		○ 生活習慣病対策事業	
		○ 健康づくり事業	
		○ 食育推進事業	
		○ 国民健康保険特定健康診査等事業	
		保健所管理運営事業	
		後期高齢者健診事業	
		公害健康被害補償事業	
		公害健康被害予防事業	

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）		
			公害保健福祉事業		
			川崎・横浜公害保健センターの運営		
			健康調査事業		
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営		○ 国民健康保険事業	
				○ 国民健康保険料等収納業務	
				○ 後期高齢者医療事業	
				○ 障害者等医療費支給事業	
				○ 成人ぜん息患者医療費助成事業	
				特定疾患対策事業	
				原爆被爆者対策事業	
				国民年金の運営業務	
			施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進		○ 生活保護自立支援対策事業
				○ 生活保護業務	
				○ 生活困窮者自立支援事業	
				中国残留邦人生活支援事業	
				民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興	
				明るい町づくり対策	
				福祉資金貸付事業	
				臨時福祉給付金支給事業	
				行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	
		政策 1-6 市民の健康を守る		施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	
					○ 災害時医療救護対策事業
			○ 救急医療体制確保対策事業		
			○ 医務・薬務事業		
			○ 看護師確保対策事業		
			○ 救急活動事業		
			○ 救急隊整備事業		
	○ 救急救命士養成事業				
	看護短期大学の管理運営				
	血液対策事業				
	ナーシングセンター運営補助事業				
	地域医療関係施設整備				
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営			○ 川崎病院の運営		
			○ 井田病院の運営		
			○ 多摩病院の運営管理		
			○ 良質な医療の提供を担う人材の確保・育成		

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる		○ 経営健全化の推進 井田病院改築工事の推進
		<b>施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保</b>	○ 予防接種事業 ○ 感染源対策事業 ○ 食品安全推進事業 ○ 公衆衛生等に関する試験検査等業務 ○ 動物愛護管理事業 ○ 環境衛生事業 ○ 葬祭場管理運営事業 健康危機管理対策事業
		<b>施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進</b>	○ 地域における子育て支援の推進 ○ 小児医療費助成事業 ○ 児童手当支給事業 ○ 児童福祉施設等の指導・監査
		<b>施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進</b>	○ 待機児童対策事業 ○ 認可保育所整備事業 ○ 民間保育所運営事業 ○ 公立保育所運営事業 ○ 認可外保育施設支援事業 ○ 幼児教育推進事業 ○ 保育士確保対策事業 ○ 保育料対策事業
		<b>施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進</b>	○ 妊婦・乳幼児健康診査事業 ○ 母子保健指導・相談事業 ○ 青少年活動推進事業 ○ こども文化センター運営事業 ○ わくわくプラザ事業 ○ 青少年教育施設の管理運営事業 青少年啓発活動事業
		<b>施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり</b>	○ 児童虐待防止対策事業 ○ 児童相談所運営事業 ○ 里親制度推進事業 ○ 児童養護施設等運営事業 ○ ひとり親家庭の生活支援事業 ○ 女性保護事業

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
			○ 子ども・若者支援推進事業	
			小児ぜん息患者医療費支給事業	
			小児慢性特定疾病医療等給付事業	
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
			災害遺児等援護事業	
		<b>政策 2-2 未来を担う人材を育成する</b>		
		<b>施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進</b>		
		○ キャリア在り方生き方教育推進事業		
		○ 学力調査・授業改善研究事業		
		○ きめ細やかな指導推進事業		
		○ 英語教育推進事業		
		○ 理科教育推進事業		
		○ 小中連携教育推進事業		
		○ 読書のまち・かわさき推進事業		
		○ 子どもの音楽活動推進事業		
		○ 人権尊重教育推進事業		
		○ 多文化共生教育推進事業		
		○ 子どもの体力向上推進事業		
		○ 健康教育推進事業		
		○ 中学校給食推進事業		
		○ 学校給食運営事業		
		○ 教育の情報化推進事業		
		○ 魅力ある高校教育の推進事業		
		○ 中高一貫教育推進事業		
		道徳教育推進事業		
		学校教育活動支援事業		
		学校給食会補助事業		
		<b>施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応</b>		
○ 児童支援コーディネーター専任化事業				
○ 特別支援教育推進事業				
○ 共生・共育推進事業				
○ 児童生徒指導・相談事業				
○ 適応指導教室事業				
○ 海外帰国・外国人児童生徒相談事業				
○ 就学援助・就学事務				
○ 奨学金認定・支給事務				
<b>施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備</b>				
○ 学校安全推進事業				
○ 学校施設長期保全計画推進事業				
○ 学校施設環境改善事業				
○ 学校施設維持管理事業				
○ 児童生徒増加対策事業				

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
基本政策 2	政策 2-2 生涯学習の推進	施策 2-2-4 学校の教育力の向上	○ 地域等による学校運営への参加促進事業	
			○ 区における教育支援推進事業	
			○ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	
			○ 教職員研修事業	
			○ 県費教職員移管業務	
			○ 教職員の選考・任免業務	
			学校の管理運営支援事業	
			教職員の人事・定数配置業務	
			教育研究団体補助事業	
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	○ 家庭教育支援事業	
			○ 地域における教育活動の推進事業	
			○ 地域の寺子屋事業	
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	○ 社会教育振興事業	
			○ 図書館運営事業	
			○ 生涯学習施設の環境整備事業	
			社会教育関係団体等への支援・連携事業	
	基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	○ 地球温暖化対策事業
				○ 環境エネルギー推進事業
		○ 次世代自動車普及促進事業		
		○ グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業		
		○ 環境教育推進事業		
		環境パートナーシップかわさき事業		
		環境功労者表彰事業		
		エコオフィス推進事業		
		環境影響評価・環境調査事業		
		環境総合研究所環境教育推進事業		
	国際環境技術連携事業			
	都市環境研究事業			
	産学公民連携事業			
	国際連携・研究推進事業			
政策 3-2 地域環境を守る	施策 3-2-1 地域環境対策の推進	○ 大気汚染防止対策事業		
		○ 有害大気汚染物質対策事業		
		○ 環境大気常時監視事業		

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）		
			○ 自動車排出ガス対策事業		
			○ 水質汚濁防止対策事業		
			○ 土壌汚染対策事業		
			大気環境調査研究事業		
			地盤沈下・地下水保全事業		
			水環境調査研究事業		
			生物学的調査研究事業		
			化学物質適正管理推進事業		
			PRTR推進事業		
			ダイオキシン類対策事業		
			環境リスク評価研究事業		
			環境化学物質研究事業		
			騒音振動対策事業		
			交通騒音・振動対策事業		
			悪臭防止対策事業		
			公害企画調整事務		
		公害防止資金融資事業			
		環境情報システム運営事業			
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進			○ 減量リサイクル推進事業
					○ 事業系ごみ減量化推進事業
					○ 資源物・ごみ収集事業
					○ 資源物・ごみ処理事業
					○ 廃棄物処理施設基幹的整備事業
					○ 廃棄物処理施設建設事業
					廃棄物企画調整事業
					余熱利用市民施設・橋RCC運営事業
					し尿・浄化槽収集事業
					産業廃棄物指導・許可等事業
					廃棄物処理施設等整備事業
					廃棄物中継輸送等事業
					海面埋立事業
					し尿処理事業
		建設リサイクル法業務			
		建設リサイクル事業			
		建設発生土処理事業			
		政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	○ 緑の基本計画推進事業
					○ 都市緑化推進事業
					○ 市民100万本植樹運動事業
					○ パークマネジメント推進事業

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）		
			○ 生物多様性推進事業 身近な公園緑地等の管理運営事業 緑のボランティアセンター事業 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業		
		<b>施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備</b>	○ 富士見公園整備事業 ○ 等々力緑地再編整備事業 ○ 生田緑地整備事業 ○ 魅力的な公園整備事業 ○ 市営霊園の整備 ○ 公園施設長寿命化事業 ○ 河川環境整備事業 長期未整備公園緑地の見直し事業 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 菅生緑地整備事業 等々力緑地維持管理事業 生田緑地維持管理事業 公園緑地維持管理事業 公園緑地の適正管理 街路樹適正管理事業		
		<b>施策 3-3-3 多摩丘陵の保全</b>	○ 緑地保全事業 ○ 里山再生事業 ○ 多摩・三浦丘陵広域連携事業 保全緑地管理事業 保全管理計画策定事業		
		<b>施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進</b>	○ 農環境保全・活用事業 ○ 農業体験提供事業 ○ 市民・「農」交流機会推進事業 都市農業価値発信事業		
		<b>施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進</b>	○ 多摩川プラン推進事業 ○ 多摩川市民協働推進事業 多摩川緑地維持管理事業		
		<b>基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり</b>			
			<b>政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興</b>		
				<b>施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化</b>	○ 海外販路開拓事業 ○ 国際環境産業推進事業 ○ 上下水道分野における国際展開推進事業 アジア起業家誘致交流促進事業

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）
		<b>施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成</b>	○ 商店街課題対応事業
		○ 商業ネットワーク事業	
		○ 地域連携事業	
		○ まちづくり連動事業	
		○ 商業力強化事業	
		○ 卸売市場の管理運営事業	
		○ 卸売市場施設整備事業	
		計量検査事業	
		計量管理推進指導事業	
		商業バリューアップ事業	
		卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務	
		<b>施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成</b>	○ 知的財産戦略の推進
		○ ものづくり中小企業経営革新等支援事業	
		○ ものづくり中小企業販路開拓支援事業	
		○ かわさきブランド推進事業	
		テクノトランスファー事業	
		○ 事業承継・事業継続支援事業	
		○ 川崎市産業振興財団運営費等補助事業	
		○ 間接融資事業	
		信用保証等促進支援事業	
		○ 先端産業等立地促進事業	
		○ 対内投資促進事業	
		○ 内陸部操業環境保全対策事業	
		産業振興協議会等推進事業	
		商工業従業員永年勤続者表彰事業	
		建設業振興事業	
		経済団体等助成・支援事業	
		マイコンシティ地区活性化推進事業	
		水江町地区活性化推進事業	
		新川崎A地区活性化推進事業	
		金融対策指導事業	
		中小企業の経営相談・金融相談事業	
		中小企業の経営相談・金融相談事業(溝口事務所)	
		産業デザイン振興育成事業	
		<b>施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化</b>	○ 担い手・後継者育成事業
		○ 農業経営支援・研究事業	
○ 農業生産基盤維持・管理事業			
○ 援農ボランティア育成・活用事業			
○ 多様な連携推進事業			



## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	○ 起業化総合支援事業
			○ 新産業創造支援事業
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	○ ウェルフェアイノベーション推進事業
			○ かわさき基準推進事業
			○ コミュニティビジネス振興事業
			○ 環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業
			○ コンテンツ産業振興事業
			新エネルギー産業創出事業
			環境調和型産業振興事業
		福祉サービス高度化事業	
		福祉製品創出支援事業	
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	○ 新川崎・創造のもり推進事業
			○ ナノ医療イノベーション推進事業
	医工連携等推進事業		
	科学技術基盤の強化・連携		
	○ コンベンション等整備推進事業		
	先端科学技術啓発推進事業		
	ナノ医療イノベーションセンター用地等管理事業		
	施策 4-2-4 スマートシティの推進	○ スマートシティ推進事業	
		○ 水素戦略推進事業	
	施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	○ 地域情報化推進事業	
○ 行政情報化推進事業			
○ 電子申請推進事業			
○ 公共施設利用予約システム事業			
情報統括監理推進事業			
情報環境整備事業			
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる	施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	○ 雇用労働対策・就業支援事業	
		○ 地域ものづくり等支援事業	
		○ かわさきマイスター制度事業	
		○ 技能奨励事業	
		○ 生活文化会館の管理運営事業	
産業人材育成事業			
施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	○ 勤労者福祉共済		

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
	政策 4-4 臨海部を活性化する		○ 勤労者福祉対策事業	
			○ 労働会館の管理運営事業 労働資料の調査及び刊行業務 住宅相談事業	
			<b>施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備</b>	○ 国際戦略拠点地区整備推進事業
			○ サポートエリア整備推進事業	
		○ 臨海部へのアクセス向上推進事業		
		○ 臨海部交通ネットワーク整備事業		
		○ 羽田連絡道路整備事業		
		臨海部活性化推進事業		
		川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業		
		多摩川リバーサイド地区整備推進事業		
		<b>施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成</b>	○ 東扇島物流促進事業	
		○ 千鳥町再整備事業		
		○ 港湾施設整備事業		
		○ ポートセールス事業		
		○ 臨港道路東扇島水江町線整備事業		
		○ 川崎港海底トンネル改修事業		
		○ 埋立地維持・整備事業		
		友好港交流推進事業		
		港湾統計・情報システム運営事業		
		浮島1期地区基盤整備事業		
		港湾管理事業		
		東扇島小型船舶基地整備計画策定事業		
		京浜港広域連携推進事業		
港湾計画策定事業				
港湾施設維持管理事業				
港湾における規制指導事業				
陸上施設等管理運営事業				
海上・係留施設等管理運営事業				
入出港船舶等調整事業				
川崎港海底トンネル維持管理事業				
コンテナターミナル維持・整備事業				
<b>施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備</b>	○ 港湾振興事業			
○ 港湾振興会館管理運営事業				
○ 川崎港緑化推進事業				
○ 川崎港保安対策事業				
○ 川崎港美化推進事業				

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
			浮島2期地区埋立事業	
			港湾緑地維持管理事業	
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する	施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成		○ 川崎駅周辺総合整備事業
				○ 京急川崎駅周辺地区整備事業
				○ JR川崎駅北口自由通路等整備事業
				○ 小杉駅周辺地区整備事業
				○ 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備		○ 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
				○ 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
				○ 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業
				○ 登戸土地区画整理事業
				○ 柿生駅周辺地区再開発等事業
				○ 南武線沿線まちづくり推進事業
				○ 南武支線沿線まちづくり推進事業
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する	施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進		○ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業
				○ 地域地区等計画策定・推進事業
				都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業
				都市施設の計画管理等事業
				都市計画地図情報・基礎調査等事業
				マンション建替え支援指導業務
				○ 優良建築物等整備事業
				庁舎等建築物の長寿命化対策
				大規模低未利用地等のまちづくり誘導
				市街地開発事業の推進
				住居表示調査等事業
			まちづくり対策事業	
			建築・宅地に関する指導・審査事業	
			長期優良建築物支援事業	
			○ 建築物環境配慮推進事業	
			低炭素建築物支援事業	
			木材利用促進事業	
施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進				○ 都市景観形成推進事業
		景観形成誘導推進事業		
		○ 街なみ誘導支援事業		
		○ 地区まちづくり推進事業		
		誘導的建築行政推進事業		

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する	施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	○ 総合交通計画調査事業
			○ 鉄道計画関連事業
			○ 広域幹線道路整備促進事業
			○ 川崎縦貫道路の整備事業
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	○ 都市計画道路網調査事業
			○ 道路計画調査事業
			○ 道路改良事業
			○ 渋滞対策事業
			○ 橋りょう整備事業
			○ 京浜急行大師線連続立体交差事業
			○ JR南武線連続立体交差事業
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	○ 地域交通支援事業
			○ コミュニティ交通支援事業
			○ 交通案内情報の充実
			○ 自転車通行環境整備事業
			○ 駐車施設整備推進事業
	施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	○ 市バス運輸安全マネジメント推進事業	
		○ 市バス安全教育推進事業	
		○ 市バスネットワーク推進事業	
		○ 市バスお客様サービス推進事業	
		○ 市バス移動空間快適化事業	
		○ 市バス事業基盤強化事業	
		○ 市バス経営力強化事業	
○ 市バス地域貢献事業			
○ 市バス経営計画推進事業			
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	○ 市民スポーツ推進事業
	○ 地域スポーツ推進事業		
	○ 競技スポーツ大会開催・支援事業		
	○ ホームタウンスポーツ推進事業		
	○ スポーツセンター管理運営事業		
	○ スポーツ・文化総合センター整備・運営事業		
	○ 東京オリンピック・パラリンピック推進事業		
	施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	○ 市民文化活動支援事業	
○ 文化財保護・活用事業			

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
			○ 東海道かわさき宿交流館管理運営事業	
			○ 市民ミュージアム管理運営事業	
			○ 大山街道ふるさと館管理運営事業	
			○ 市民プラザ管理運営事業	
			○ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	
			○ 藤子・F・不二雄ミュージアム事業	
			○ 岡本太郎美術館管理運営事業	
			○ 日本民家園管理運営事業	
			○ 青少年科学館管理運営事業	
			○ アートセンター管理運営事業	
		<b>施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進</b>		
			○ 音楽のまちづくり推進事業	
			○ 川崎シンフォニーホール管理運営事業	
			○ 映像のまち・かわさき推進事業	
		<b>政策 4-9 戦略的なシティプロモーション</b>		
		<b>施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成</b>		
			○ シティプロモーション推進事業	
			○ 国際交流推進事業	
			国際施策推進事業	
		交流推進事業		
		○ 国際交流センター管理運営事業		
		○ 市民文化大使事業		
	<b>施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興</b>			
		○ 観光振興事業		
		○ 産業観光推進事業		
		○ 市制記念花火大会事業		
		○ 競輪場整備		
		○ 競輪開催・運営		
		競馬事業の運営		
<b>基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり</b>				
	<b>政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する</b>			
	<b>施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり</b>			
		○ 多様な主体による協働・連携推進事業		
		○ 自治推進事業		
		○ 地域振興事業		
		○ 市民活動支援事業		
		○ NPO法人活動促進事業		
		○ 地方分権改革推進事業		
		都市政策研究事業		
	<b>施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進</b>			
		○ 広聴等事務		
		○ コンタクトセンター運営事業		

## 4 政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は本計画に掲載している主な事務事業）	
			○ 区相談事業	
			○ 広報事業	
			○ 放送事業	
			報道事務	
			情報公開推進事務	
			公文書館運営事業	
		<b>施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化</b>	○ 区役所改革推進事業	
			○ 区役所サービス向上事業	
			○ 戸籍住民サービス事業	
			地域課題対応事業(川崎区)	
			地域課題対応事業(幸区)	
			地域課題対応事業(中原区)	
			地域課題対応事業(高津区)	
			地域課題対応事業(宮前区)	
			地域課題対応事業(多摩区)	
			地域課題対応事業(麻生区)	
			区民会議運営事業(川崎区)	
			区民会議運営事業(幸区)	
			区民会議運営事業(中原区)	
			区民会議運営事業(高津区)	
			区民会議運営事業(宮前区)	
			区民会議運営事業(多摩区)	
			区民会議運営事業(麻生区)	
			区民会議運営事業	
			<b>政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる</b>	<b>施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進</b>
		○ 同和対策事業		
		○ 外国人市民施策推進事業		
○ 子どもの権利施策推進事業				
○ 人権オンブズパーソン運営事業				
○ 平和意識普及推進事業				
○ 平和館管理運営事業				
<b>施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進</b>	○ 男女平等推進事業			
	○ 男女共同参画センター管理運営事業			

※ 掲載している「主な事務事業(○がついているもの)」以外の事務事業(経常的な事務事業)については、めざす都市像やまちづくりの基本目標の達成に向けた施策を実行するための具体的な手段として、「主な事務事業」とともに、着実に取組を推進していきます。

## ■ 新たな総合計画に設定する成果指標一覧

### ● 成果指標一覧について

新たな総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、現状値の設定の根拠や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

### ● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標設定の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

#### ◀成果指標一覧の例▶

##### 【指標の考え方】

各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

##### 【年の表記】

成果指標一覧に示す年の表記で、「H●●」と記載しているものについては、「平成●●年度」を表しています。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
		現状値	第1期	第2期	第3期	
政策1-1 災害から生命を守る						
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進						
直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす					
1	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務局調べ)	66.9% (H26)	70.5% 以上 (H29)	75.2% 以上 (H33)	80% 以上 (H37)	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。
算出方法	避難所運営会議開催か所数(117か所)÷避難所数(175か所)×100(%)					

##### 【算出方法】

「指標の目標値」に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

##### 【目標値の考え方】

指標の現状値の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。





## 基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策1-1 災害から生命を守る</b>								
<b>施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進</b>								
<b>直接目標</b>		災害発生時の被害や生活への影響を減らす						
1	算出方法	<b>避難所運営会議を開催している避難所の割合</b> (総務局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所毎に自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%	70.5%	75.2%	80%	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。
		避難所運営会議開催か所数(117か所)÷避難所数(175か所)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	<b>避難所を知っている人の割合</b> (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5%	43.6%	51.8%	60%	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、本指標の目標値を、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)の避難所の確認を行っている人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	<b>家庭内備蓄を行っている人の割合</b> (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	56.9%	57.5%	58.8%	60%	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標ともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、本指標の目標値を、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)の家庭内備蓄(食料・飲料水)を行っている人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進</b>								
<b>直接目標</b>		地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす						
1	算出方法	<b>重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合</b> (まちづくり局調べ)	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込み割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20%	25%	30%	35%	重点地区において、新たな防火規制条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害を、次期地震防災戦略計画期間(H32)までのできるだけ早期に3割削減の達成をめざす。
		地震被害想定上の焼失シミュレーションから算出		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	<b>市内全道路延長に対する4m未満の道路の割合</b> (都市計画課基礎調査のデータ(5年毎))	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来たすことで、人的被害を拡大させる恐れがある。そのため、防災上課題のある地域において、防災まちづくりの取組により避難路の狭あい道路の4m以上への改善や沿道の建築物の耐震化等、被害の軽減を図ることは、災害時における安全な避難に貢献する避難路を確保し、地域防災力向上につながることから、市内全域における全道路延長に対する4m未満道路延長の割合の低減を指標として設定する。	20%	16%	13%	10%	市内全域の4m未満道路延長の過去5年(H17～22)の割合の減少と同等以上をめざす。
		市内全域の4m未満道路延長(599km)÷全道路延長(2,926km)×100(%)		(H22)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進</b>							
<b>直接目標</b>		地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす					
1	<b>特定建築物の耐震化率</b> (「耐震改修促進計画」(H22末見直し時)の数値をベースにH27末実態調査及び一部推計)	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしている取組の成果を把握することができる。	92%	93%	95%	95%	「耐震改修促進計画」(H27改定)に掲げる特定建築物の耐震化率95%(H32末時点)を目標とする。
	算出方法 耐震性を満たす特定建築物数(11,552)／全特定建築物総数(12,501)×100(%)		(H27)	(H29)	(H32)	(H37)	
2	<b>住宅の耐震化率</b> (総務省「H25 住宅・土地統計調査」よりH27末を推計)	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしている取組の成果を把握することができる。	92%	93%	95%	95%	「耐震改修促進計画」(H27改定)に掲げる住宅の耐震化率95%(H32末時点)を目標とする。
	算出方法 耐震性を満たす住宅数(632,700)／住宅総数(684,100)×100(%)		(H27)	(H29)	(H32)	(H37)	
3	<b>橋りょうの耐震化率</b> 市内管理橋りょう(橋長5m以上)383橋のうち耐震対策済橋りょう数(耐震対策済橋りょうには、耐震対策が必要ない橋りょうも含む) (建設緑政局調べ)	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしている取組の成果を把握することができる。	48%	51%	58%	77%	災害に強いまちづくりを進めるため、重要な橋りょうの耐震性能を向上するとともに、生活道路の比較的重要な橋りょうについても対策を進め、77%以上(H37末時点)を目標とする。
	算出方法 耐震対策済橋りょう数／橋長5m以上の橋りょう数(383橋)×100(%)		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策1-1-4 消防力の総合的な強化</b>							
<b>直接目標</b>		消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る					
1	<b>出火率</b> (消防局調べ)	人口1万人あたりの火災件数である出火率(出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。)を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	2.58件	2.49件	2.48件	2.46件	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査による査察などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、現状の出火率の維持をめざす。
	算出方法 【H26】 火災件数(381件)／人口(1,461,043人)×10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近5年の平均値を使用する。		(H22~26の平均)	(H25~29の平均)	(H29~33の平均)	(H33~37の平均)	
2	<b>消防団員数の充足率</b> (消防局調べ)	地域防災力の充実に資する消防団員の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数(1,345人)に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	87.8%	89.7%	90.8%	93.0%	消防団員は、本市に限らず全国的に地方に比べ都市部では団員が集まりにくい傾向にある。平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第1期は神奈川県平均を上回る89.7%以上を目標値とする。第2期は、継続した取組により政令指定都市平均を上回る90.8%以上を目標値とする。第3期は第2期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る93%以上を目標値とする。
	算出方法 現員数(1,181人)／条例定員数(1,345人)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備</b>							
<b>直接目標</b>		水害から市民の生命、財産を守る					
1	<b>時間雨量 50 mm 対応の河川改修率</b> (建設緑政局調べ)	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量50mmの降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	81% (H27)	81% 以上 (H29)	91% 以上 (H33)	91% 以上 (H37)	時間雨量 50 mm の降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。
	算出方法						
2	<b>五反田川放水路の整備により洪水による氾濫から守られる面積の割合</b> (建設緑政局調べ)	時間雨量 90mm の降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	50% (H27)	50% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	五反田川放水路の整備を完了させることで、時間雨量 90mm の降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。
	算出方法						
<b>政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる</b>							
<b>施策1-2-1 防犯対策の推進</b>							
<b>直接目標</b>		市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める					
1	<b>空き巣等の刑法犯認知件数</b> (神奈川県警察統計資料)	犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年(1~12月)に神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	10,685 件 (H26)	10,400 件 以下 (H29)	9,900 件 以下 (H33)	9,400 件 以下 (H37)	刑法犯認知件数の人口割合が、政令指定都市中で最少の数値を下回るように目標水準を設定する。
	算出方法						
2	<b>路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数</b> (市民・子ども局「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」)	安全に暮らせるまちづくりを進めるため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	42 人 (H26)	36 人 以下 (H29)	29 人 以下 (H33)	23 人 以下 (H37)	これまでの路上喫煙率の減少傾向を踏まえ、現状値からの半減をめざすことを目標水準に設定する。
	算出方法						
3	<b>消費生活相談の年度内完了率</b> (川崎市消費生活相談年報)	高齢者を中心とした消費者トラブルが増加傾向にある中、消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。安易な他機関の窓口の紹介や処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値を基に完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。	97.7% (H26)	98.0% 以上 (H29)	98.0% 以上 (H33)	98.0% 以上 (H37)	現状(H26)においても高い完了率を示しているが(参考:神奈川県 96.5%)、消費生活相談の更なる充実を図る観点から、現状以上の消費生活相談を処理し、市民生活の安定に資する目標を設定する。
	算出方法						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策1-2-2 交通安全対策の推進</b>								
直接目標		市内の交通事故を減らす						
1	算出方法	交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、あらゆる世代への交通ルールの遵守と交通マナーの向上のための意識啓発等の取組を推進しており、毎年神奈川県警察から公表される交通事故件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	3,696件 (H26)	3,500件 以下 (H29)	3,200件 以下 (H33)	3,000件 以下 (H37)	平成元年以降の年間交通事故件数の平均減少カーブを踏まえ、5年ごと(5年後、10年後)に概ね10%減となるよう、毎年2%ずつ減少する目標値を設定する。
		各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値						
2	算出方法	放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	駅や商店街周辺等の放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行障害、景観を悪化させる要因となっているため、放置自転車台数の動向により、その取組の成果を測ることができる。	3,367台 (H27)	3,200台 以下 (H29)	2,800台 以下 (H33)	2,600台 以下 (H37)	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車の撤去活動の強化などのソフト施策の実施とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策を連携して取組を進めることで、放置自転車台数の段階的な減少をめざす。
		毎年実施している実態調査						
<b>施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</b>								
直接目標		誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする						
1	算出方法	バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合 (まちづくり局調べ)	子育て世代から高齢者や障害者等が日常的に利用する公共的施設と駅などを結ぶ道路をバリアフリー化することが、ユニバーサルデザインのまちの実現につながるため、これらの道路を特定の道路として位置づけ、その整備割合を指標として設定する。	35% (H26)	65% 以上 (H29)	100% (H32)	100% (H37)	国の基本方針では、H32までに、特定の道路のバリアフリー化率を原則100%としていることから、本市においても、同様に目標値を原則100%として設定する。
		バリアフリー化を行った項目数(50)／バリアフリー化を要する項目数(141)×100(%)						
2	算出方法	市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 (神奈川県タクシー協会川崎支部提供資料)	子育て世代から高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進により、移動しやすい交通環境の提供につながるため、台数割合を指標として設定する。	2.5% (H26)	10% 以上 (H29)	10% 以上 (H32)	10% 以上 (H37)	国がH32までに約28,000台(福祉タクシー車両を含む)の導入を目標として掲げており、その数値が法人タクシー及び個人タクシーの合計車両数の約10%にあたることから、本市では、国に先駆けて10%に到達することを目標とする。
		ユニバーサルデザインタクシー車両数(32台)／法人タクシーの登録台数(1,435台)×100(%)						
3	算出方法	誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	市民アンケートにより、誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じているか実態を把握することで、各事業の取組の成果を測ることができる。	49.1% (H27)	49.3% 以上 (H29)	49.7% 以上 (H33)	50.0% 以上 (H37)	H27のアンケートの数値を基準とし、H29はH27値+0.2%、H33はH29値+0.4%、H37はH33値+0.3%とする。
		市民アンケート回答者のうち、安全・安心に利用できると感じている人(そう思う+やや思う)の割合						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理</b>								
<b>直接目標</b>		誰もが安全、快適に道路を利用できる						
1	算出方法	<b>道路施設の健全度</b> (5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	73%	81%	93%	98%	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまをめざす。
		5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数(230)/道路施設総数(315)×100(%) ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	<b>不法占拠解消の累計件数</b> (建設緑政局調べ)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	90件	330件以上	650件以上	970件以上	不法占拠対策の取組強化としてH23から集中的な除去指導を実施し、解消件数を増加している。これまでの水準(年間80件程度)の維持をめざす。
		不法占拠解消の実績値(平成27年3月末時点の不法占拠件数1,305件)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	<b>被災時に復旧に寄与する道路台帳図の割合</b> (建設緑政局調べ)	道路台帳図のデジタル化により、災害時に道路境界が不明になった場合でも、道路境界を復元することが可能となることから、道路台帳図のデジタル化の進捗率により、災害時の復旧・復興に寄与する取組の成果を測ることができる。	6%	53%以上	100%	100%	首都直下地震が今後30年以内に70%の確率で発生するとされていることから、災害時の復旧・復興に寄与する道路台帳図のデジタル化を優先的に完了させ、早期の効果発現を図る。また、追って道路台帳調査のデジタル化を完了させ、道路台帳図と連携させることで市民サービスの向上を図ることを目標とする。
		デジタル化した道路台帳図枚数(54枚)/アナログ道路台帳図全枚数(870枚)×100(%)		(H27)	(H29)	(H31)	(H37)	
<b>政策1-3 水の安定した供給・循環を支える</b>								
<b>施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上</b>								
<b>直接目標</b>		安全でおいしい水を安定的に供給する						
1	算出方法	<b>重要な管路の耐震化率</b> (上下水道局調べ)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	70.6%	85.1%以上	96.2%以上	100%	これまで、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、H35末に供給ルートの耐震化をめざす。
		耐震化された重要な管路の総延長/重要な管路の総延長×100(%) ○重要な管路の総延長約800km		(H26)	(H29)	(H33)	(H35)	
2	算出方法	<b>災害時の確保水量</b> (上下水道局調べ)	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	6日分	24日分以上	35日分	35日分	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせてH30末に約16万m <sup>3</sup> を確保する。この水量は、1人1日3リットル、本市ピーク人口と予測される152.2万人(H42)で仮定した場合、約35日分となる。
		災害時の確保済水量/災害時の飲料水量(1日あたり) ○災害時の飲料水量 本市人口×市民1人あたり3リットル 生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水として試算 目標確保水量約16万m <sup>3</sup>		(H26)	(H29)	(H30)	(H37)	
3	算出方法	<b>開設不要型応急給水拠点の整備率</b> (上下水道局調べ)	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	7.6%	26.2%以上	65.7%以上	100%	市立小中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、H35末に整備の完了をめざす。
		整備済数/開設不要型応急給水拠点の計画整備数×100(%) ○開設不要型応急給水拠点の計画整備数(配水池・配水塔7か所、市立小中学校165校)		(H26)	(H29)	(H33)	(H35)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成</b>								
<b>直接目標</b>		地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す						
1	算出方法	<b>重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域) (上下水道局調べ)</b>	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	33.5% (H26)	67.2% 以上 (H29)	100% (H31)	100% (H37)	老朽化した下水管きよが多く、地盤の液状化による被害も想定される川崎駅以南の地域の重要な管きよの耐震化について、H31 末までに完了させることをめざす。
		重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の耐震化完了延長/重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の延長×100(%) ○重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の延長50.9km						
2	算出方法	<b>浸水対策実施率(丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)</b>	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の浸水対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	22.6% (H26)	57.8% 以上 (H29)	100% (H30)	100% (H37)	H26 段階での重点化地区の浸水対策について、H30 末までに完了させることをめざす。
		重点化地区の浸水対策完了済面積/浸水対策重点化地区対象面積×100(%) ○浸水対策重点化地区対象面積 847ha						
3	算出方法	<b>合流改善率(大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策) (上下水道局調べ)</b>	汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、大雨時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの合流式下水道改善対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	68.5% (H26)	73.5% 以上 (H29)	83.6% 以上 (H33)	100% (H35)	合流式下水道は、大雨時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、大雨時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を進め、法令に基づいてH35 までに完了させることをめざす。
		合流式下水道改善対策完了区域面積/合流式下水道区域面積×100(%) ○合流式下水道区域面積 3,550ha						
<b>政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる</b>								
<b>直接目標</b>		多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる						
1	算出方法	<b>高齢者のうち、介護を必要とする人(要介護・要支援認定者)の割合 (健康福祉局調べ)</b>	セルフケア意識の醸成や、若い頃からの健康づくり、高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の取組等を推進し、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	17.07% (H26)	18.40% 以下 (H29)	20.50% 以下 (H32)	22.86% 以下 (H37)	取組の実施により、第6期介護保険事業計画の推計値を下回することを目標とする。
		第2号被保険者を除く、要介護・要支援認定者数(46,026人)/市内高齢者数(269,609人)×100(%)						
2	算出方法	<b>地域包括ケアシステムの考え方の理解度 (市民アンケート)</b>	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有されることが必要であり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていることとしている。	10.1% (H27)	16.0% 以上 (H29)	32.0% 以上 (H33)	42.0% 以上 (H37)	H24 に実施した第3回地域福祉実態調査において、H15 に設置された「保健福祉センター」の認知度が、70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、今後の取組により、10 年後にこれと同程度の一般化(認知度 70%)をめざしつつ、そのうち半数以上(6割)の市民が理解している(何をすべきかまで知っている)状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10 年後の目標値を42%とする。
		市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
3	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	高齢化が進行する中で、在宅での療養環境の整備に向けては、医療・介護の多職種による連携の推進が必須であり、そのためには、顔の見える関係づくりが重要である。そのため、区ごとに多職種でグループワーク等を行う当該研修の受講により、多職種連携を推進していることから、累計受講者数を指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	308人 (H26)	750人以上 (H29)	1,350人以上 (H33)	1,950人以上 (H37)	川崎市在宅療養推進協議会に参画する医師会をはじめとした多職種関係団体を通じて受講者を募り、区ごとに多職種でグループワーク等を行い、顔の見える関係づくりを進めている。毎年150名程度(各区2テーブルずつ、9団体から1~2名程度の参加者を想定)を目標として、研修を実施することで、多職種連携の着実な推進をめざす。
	算出方法 毎年度、開催する当該研修の受講者数を累計						
4	介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	地域の中で生きがいや役割を持って活動に参加することが、結果として介護予防につながり、地域の活動に参加する人が増えることで、自助・互助による介護予防等が促進されることから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	10.6% (H25)	10.6%以上 (H28)	15.0%以上 (H31)	20.0%以上 (H37)	H28から新事業「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)」を実施するため、次回調査の実施時(H28)には現状を維持し、その後は総合事業を推進する中でセルフケア意識の醸成を図り、地域の活動に参加する市民を着実に増やすことをめざす。
	算出方法 高齢者を対象とした調査(無作為抽出3,600人)の設問項目「介護予防の取組で実践していること」について、「地域の活動に参加」を選択した人の割合						
5	民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしくみづくりに大きく貢献することから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	90.5% (H27)	96.2%以上 (H29)	97.2%以上 (H33)	98.2%以上 (H37)	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26))を超える水準まで改善していくことを目標とする。
	算出方法 民生委員児童委員現員数(1,523名)／民生委員児童委員定員数(1,682名)×100(%)						
6	認知症サポーター養成者数(累計) (健康福祉局調べ)	認知症サポーター養成講座には、子どもから高齢者まで幅広い年代の地域住民や、企業・商店の従業員などさまざまな主体が参加するため、認知症サポーター養成者数を指標とすることにより、多様な主体による地域での支え合いのしくみづくりの取組の成果を測ることができる。	24,034人 (H26)	35,900人以上 (H29)	53,900人以上 (H33)	71,900人以上 (H37)	過去の実績等を踏まえて作成した「第6期いきいき長寿プラン」における計画値に基づき、年間4,500人以上のサポーターを養成していくことを目標とする。
	算出方法 市が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講者数の累計						
<b>施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実</b>							
直接目標		介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる					
1	介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	「地域密着型サービス」の普及状況を見ることにより、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活しやすい環境がどの程度整っているかについて取組の成果を測ることができる。	10,380人/年 (H27)	19,668人/年以上 (H29)	26,340人/年以上 (H32)	36,554人/年以上 (H37)	本市の介護保険事業計画(法定計画)において、要介護・要支援認定者数の推計値と、現在の地域密着型サービスの利用者数を基に、サービス利用者数の目標数を算出しており、これを実施計画における目標値として設定する。
	算出方法 本市における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」、及び「看護小規模多機能型居宅介護」の年間延べ利用者数						
2	現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	介護保険制度を中心とした介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの提供にあたり、その評価を見ることで、在宅サービス提供の取組の成果を測ることができる。	94.3% (H25)	94.3%以上 (H28)	94.3%以上 (H31)	94.3%以上 (H37)	高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえ、これまでの高い水準を維持していくことをめざす。
	算出方法 要介護・要支援認定者(無作為抽出3,000人)を対象とするアンケートにおいて、現在利用している在宅サービスへの評価について、「不満」「やや不満」を除いた回答の割合						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(プロジェクト対象者の要介護度の維持率・改善率)(健康福祉局調べ)	プロジェクト対象者の一定期間の要介護状態区分変化の推移を見ることができ、取組の成果を測ることができる。	維持※ 61.1%	維持 65%以上	維持 65%以上	維持 65%以上	要介護度の状態区分変化については、平成26年9月に要支援又は要介護状態にあった本市の被保険者の1年後の状態の推移(実績:維持61.1%、改善12.5%)を踏まえ、それを上回る「維持65%、改善15%」を目標に設定する。
		同プロジェクトに参加する市内の137の介護サービス提供事業所において、該当年度の9月時点で、要支援又は要介護状態にあった被保険者(対象者数約38,000人)の1年後の状態(悪化、維持または改善)を把握		改善 12.5%	改善 15%以上	改善 15%以上	改善 15%以上	
※ かわさき健幸福寿プロジェクトについては、H27モデル事業を実施中のため、本市の要支援1以上の方の平成26年9月から平成27年9月までに介護度の変化を参考値として記載			(H27)	(H29)	(H33)	(H37)		
4	算出方法	介護人材の不足感(介護人材の確保・定着に関する実態調査)	市内の介護保険サービス事業所において、介護職をはじめ従業員の不足状況を見ることで、介護人材の確保に向けた取組の成果を測ることができる。	75.7%	74%以下	72%以下	70%以下	介護人材の確保・定着は、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であるが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、不足が生じないよう、行政として支援する必要がある。全国を対象とした調査においても、半数以上の事業者が不足感を覚えている状況の中、本市としても安定的な福祉サービスを提供するために事業者の支援を行うことで、介護人材の不足が着実に解消されていくことを目標とする。
		市内の介護保険サービス事業所(無作為抽出(183事業所回答)へのアンケートの結果、介護職をはじめとする従業員について「大いに不足」「不足」「やや不足」を合計した回答の割合		(H25)	(H28)	(H31)	(H37)	
<b>施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり</b>								
直接目標		高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる						
1	算出方法	収入を伴う仕事をしている高齢者の割合(高齢者実態調査)	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	26.7%	27.8%以上	28.9%以上	30.0%以上	働く意欲のある高齢者は増加しているが、高齢化がますます進行する中、就労率は停滞傾向である。そのため、積極的な普及・啓発や環境整備等に努めることなどにより、現状値から着実に向上させる目標とする。
		高齢者を対象とする調査(無作為抽出3,600人)において「収入が伴う仕事をしている」と回答した高齢者の割合		(H25)	(H28)	(H31)	(H37)	
2	算出方法	シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数(健康福祉局調べ)	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、シルバー人材センターに登録し、仕事に就く高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	2,453人	2,500人以上	2,550人以上	2,600人以上	高齢者を取り巻く雇用状況が不安定である中、登録者数(会員数)と受注件数の増加への取組を推進することにより、仕事に就くことができる高齢者数を着実に増加させる目標とする。
		シルバー人材センターの登録者のうち、仕事に就いた人の数(年合計延べ人数)		(H25)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	ほぼ毎日外出している高齢者の割合(高齢者実態調査)	高齢者がほぼ毎日外出することにより、高齢者の健康づくりや、主体的な社会参加を促進する取組の成果を測ることができる。	48.1%	50.0%以上	52.5%以上	55.0%以上	元気で活力のある高齢者が増え、外出する頻度も増加傾向である中、今後も社会参加の促進や、外出支援等を推進することで、高齢者の外出頻度を着実に増加させる目標とする。
		高齢者を対象とする調査(無作為抽出3,600人)において、「ほぼ毎日外出している」と回答した高齢者の割合		(H25)	(H28)	(H31)	(H37)	
4	算出方法	高齢者向け施設(いきいきセンター)の利用実績(指定管理事業報告書)	教養の向上やレクリエーション活動のほか、元気な高齢者のふれあいの場としての機能を担う「いきいきセンター」の利用実績の状況により、高齢者の主体的な社会参加に向けた取組の成果を測ることができる。	289,028人	29万人以上	29.1万人以上	29.2万人以上	高齢者の多様な価値観が広がる中、高齢者向け施設の利用者数が減少する傾向があるが、比較的若い高齢者を取り込む施策や、多世代交流を進めることなどにより、社会参加を着実に増加させる目標とする。
		いきいきセンターの延べ利用者数(年間)		(H25)	(H29)	(H33)	(H37)	



指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
5	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている割合が増えることにより、高齢者が生きがいをもちながら生活している環境づくりの取組の成果を測ることができる。	35.1% (H25)	36% 以上 (H28)	37% 以上 (H31)	38% 以上 (H37)	高齢化がますます進行し、高齢者を取り巻く環境が変化するとともに、ニーズも多様化している状況の中、高齢者への施策の充実を図ることで、生きがいをもちつつ方を着実に増加させる目標とする。
	算出方法 高齢者を対象とする調査(無作為抽出 3,600人)において、生活に「はり」や「楽しみ」を「とても感じる」とあるいは「まあ感じる」と回答した高齢者の割合						
<b>施策1-4-4 障害福祉サービスの充実</b>							
直接目標		障害者が生活しやすい環境をつくる					
1	日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	4,324 人/月 (H26)	4,865 人/月 以上 (H29)	5,094 人/月 以上 (H33)	5,333 人/月 以上 (H37)	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。
	算出方法 日中活動系サービスの利用実績(各年度の3月実績)						
2	グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	998 人/月 (H26)	1,331 人/月 以上 (H29)	1,669 人/月 以上 (H33)	2,093 人/月 以上 (H37)	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。
	算出方法 市内グループホームのサービス利用実績(各年度の3月実績)						
3	長期(1年以上)在院者数(精神障害) (国立精神・神経医療研究センター「精神保健福祉資料」)	精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	684 人 (H24)	561 人 以下 (H27)	462 人 以下 (H31)	364 人 以下 (H35)	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。
	算出方法 1年以上在院した精神障害者の年合計						
<b>施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進</b>							
直接目標		障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる					
1	障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。	180 人 (H26)	214 人 以上 (H29)	250 人 以上 (H33)	300 人 以上 (H37)	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考とした「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値を第1期の目標値として設定する。中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標とする。
	算出方法 就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数(年合計)						
2	市障害者スポーツ大会競技参加者数 (健康福祉局調べ)	障害者スポーツ大会への参加は社会参加の一つであるため、その参加者数の変化を見ることで、障害者の社会参加の取組の成果を測ることができる。	359 人 (H26)	383 人 以上 (H29)	415 人 以上 (H33)	447 人 以上 (H37)	過去5年間の参加者実績の増加率に加え、東京パラリンピックを契機とした「かわさきパラムーブメント」における各イベント、パラアスリートへの施設貸出、障害者スポーツ普及促進事業等の効果としてさらに1割増を上乗せて目標値を設定する。
	算出方法 6競技の市障害者スポーツ大会参加者数の合計						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	<b>障害者が社会参加しやすいまちだと思ふ市民の割合</b> (市民アンケート)	誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無に関わらず多様性のあるまちをつくる必要があり、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。	30.0% (H27)	31% 以上 (H29)	33% 以上 (H33)	35% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させる目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと思ふ」または「ある程度そう思う」と回答した人の割合						
<b>施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備</b>								
<b>直接目標</b>		それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える						
1	算出方法	<b>住宅に関する市民の満足度</b> 国土交通省(住生活総合調査)から独自集計	住宅政策は、住宅の供給から維持や改修まで、住宅に関する施策を幅広く総合的に展開する必要があるため、市民の住宅に関する満足度の変化を見ることで、多岐に渡る住宅政策の取組の成果を測ることができる。	73% (H25)	⇒	77% 以上 (H30)	80% 以上 (H35)	現状、本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
		市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足+まあ満足)とした人の割合						
2	算出方法	<b>リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合</b> 総務省(住宅・土地統計調査)から独自集計	市民が希望する住宅を手に入れるためには、ニーズやライフスタイルに応じて安心かつ魅力あるリフォームができる市場環境を整備する必要があり、その向上のための取組の成果を測ることができる。	2.2% (H25)	⇒	3.2% 以上 (H30)	4.5% 以上 (H35)	これまでの本市における値の上昇傾向を踏まえるとともに、現状値が国や他都市と比較して低い水準にあることから、2期実施計画の目標値を他都市の水準への到達とし、3期実施計画の目標値を国や他都市における現状値と目標値とを比較した上昇率を踏まえて設定する。
		リフォーム実施戸数(年間16,245 件)÷住宅の総戸数(753,700 件)×100(%)						
3	算出方法	<b>生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100 戸以上)の割合</b> (まちづくり局調べ)	住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、必要に応じてサービスを受けられる環境の整備が必要であり、その取組の一環として市営住宅資産を活用した取組を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。なお、生活支援施設の併設等の施設の導入には一定規模が必要となることから、100 戸以上の市営住宅を対象とした。また、国が定めた「住生活基本計画(全国計画)」の成果指標においても、同様に100 戸以上を対象としていることから、本市と国とを比較することも考慮している。	17% (H26)	24% 以上 (H29)	26% 以上 (H33)	28% 以上 (H37)	地域包括ケアシステムに関連した取組拠点として市営住宅の空き家や余剰地を活用し、地域に安心して暮らせる環境整備を推進するため、積極的に市営住宅資産を活用していくこととし、大規模建替えにおいて可能な限り取組を行うことをめざした目標とする。
		生活支援施設等を併設(4 団地)+地域と連携した取組等を実施(6 団地)した100 戸以上の市営住宅団地/100 戸以上の市営住宅団地(57 団地)の総数						
<b>施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり</b>								
<b>直接目標</b>		健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす						
1	算出方法	<b>主観的健康観(「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合)</b> (健康意識実態調査)	健康であると自ら意識できることは生活の質を高める上でも重要な要素であることから、主観的健康観を健康づくりの取組の成果を測る指標とする。	男性 73.7%	男性 75.5% 以上	男性 77.0% 以上	男性 77.0% 以上	国、他自治体の調査結果等を参考しつつ、およそ8割の市民が「自分は健康」と感じられる状況を、めざす社会像と想定し、またこれまでの国や他都市アンケートや、国の健康寿命等でも必ず表出する男女差を考慮した上で、女性 80%、男性 77%を目標値とする。
		無作為抽出による市民アンケート(3,500 人)で、「非常に健康である」「ほぼ健康である」と回答した人の割合		女性 76.8% (H23)	女性 78.5% 以上 (H28)	女性 80.0% 以上 (H33)	女性 80.0% 以上 (H38)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法 特定健康診査実施率 特定保健指導実施率(国民健康保険) (特定健康診査・特定保健指導実施状況報告)	国民健康保険の被保険者の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査及び特定保健指導を適切に受けることが重要であることから、その取組の成果を測る指標とする。	24.5%	33%以上	33%以上	33%以上	過去の実績や実施率向上に向けた取組の状況を踏まえ、5年ごとに策定する「特定健康診査等実施計画」にあわせて、年次別目標値を設定する。
			6.0%	22%以上	22%以上	22%以上	
3	算出方法 がん検診受診率 (国民生活基礎調査(厚生労働省))	がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期発見・早期治療することが重要であるため、がん検診受診率を指標として設定する。	肺がん 44.5%	肺がん 50%以上	肺がん 50%以上	肺がん 50%以上	「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の目標値(すべての種別で50%以上)をめざし、段階的に受診率の向上を図る目標値を設定する。
			大腸がん 40.5%	大腸がん 45%以上	大腸がん 50%以上	大腸がん 50%以上	
4	算出方法 40歳代の糖尿病治療者割合(国民健康保険) (健康福祉局調べ)	生活習慣病治療者の割合は40歳以降急増する。この年代の糖尿病治療者割合の抑制により、これ以降の割合の抑制も期待できることから、これを指標とすることにより、市民が主体的に健康づくり・生活習慣病予防に取り組み、重症化の予防を促進する取組の成果を測ることができる。	3.1%	3.0%以下	3.0%以下	3.0%以下	過去の推移を勘案し、神奈川県平均(3.35%(H26))より低い現状値の維持を基本とし、現状値を下回ることをめざした目標値とする。
			(H26)	(H29)	(H33)	(H36)	
5	算出方法 食に関する地域での活動に参加する人の割合 (①食育に関する地域活動への参加割合:食育の現状と意識に関する調査) (②食生活改善推進員数:健康福祉局調べ)	地域における食育を推進するためには、食生活改善を中心としたボランティアの養成や、ボランティアを中心とした食育のネットワークを地域で築くことが大切であるため、「食に関する地域での活動に参加する人の割合」を指標とすることにより、食育推進の担い手及び地域における食育に関する活動促進に向けた取組の成果を測ることができる。	①食育に関する地域活動参加 38.3%	①食育に関する地域活動参加 ⇒	①食育に関する地域活動参加 40%以上	①食育に関する地域活動参加 41%以上	①食育に関する地域活動参加者は食生活改善推進員の活動を軸に地域へ活動を広げていくことを想定し、第3期で1.07%増加させることを目標値とする。 ②食生活改善推進員はH29までに県と同じ伸び率(約1.07%)を達成し、その後は各期200人ずつ養成することをめざす。
			(H24)	(H29)	(H33)	(H37)	
	算出方法		②食生活改善推進員 3,862人	②食生活改善推進員数 4,100人以上	②食生活改善推進員数 4,300人以上	②食生活改善推進員数 4,500人以上	
			(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策1-5 確かな暮らしを支える</b>							
<b>施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営</b>							
<b>直接目標</b>		信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する					
1	<b>算出方法</b>	<b>国民健康保険料収入率等</b> (健康福祉局調べ)  現年度分収入率 = $\frac{\text{収入金額}}{\text{調定金額}} \times 100(\%)$ (330.62 億円 / 355.64 億円)  収入未済額: 前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計	[現年度分] 92.96%  [収入未済額] 67 億 5,319 万円 (H26)	[現年度分] 93.8% 以上  [収入未済額] 50 億円 以下 (H29)	[現年度分] 94% 以上  [収入未済額] 40 億円 以下 (H33)	[現年度分] 94% 以上  [収入未済額] 40 億円 以下 (H37)	現状値は政令指定都市トップ水準であるが、それを維持するためには第2期の早期に94%を達成し、継続する必要がある。また、収入未済額はピークのH20(145.7億円)からの100億円減をめざすことを目標とする。
	<b>算出方法</b>		[現年度分] 99.31%  [収入未済額] 9,737 万円 (H26)	[現年度分] 99.45% 以上  [収入未済額] 8,900 万円 以下 (H29)	[現年度分] 99.45% 以上  [収入未済額] 8,900 万円 以下 (H33)	[現年度分] 99.45% 以上  [収入未済額] 8,900 万円 以下 (H37)	
<b>施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進</b>							
<b>直接目標</b>		最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす					
1	<b>算出方法</b>	<b>生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の数</b> (健康福祉局調べ)  本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値(年合計)	608 世帯 (H26)	650 世帯 以上 (H29)	650 世帯 以上 (H33)	650 世帯 以上 (H37)	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値であるH24の数値を維持することを目標として設定する。
	<b>算出方法</b>		99% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	
2	<b>算出方法</b>	<b>学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率</b> (健康福祉局調べ)  本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値  高校等への進学者数(116人) / 事業利用者数(117人)	99% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
	<b>算出方法</b>		99% (H26)	100% (H29)	100% (H33)	100% (H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策1-6 市民の健康を守る</b>							
<b>施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化</b>							
<b>直接目標</b>		いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える					
1	<b>かかりつけ医がいる人の割合</b> <small>(休日急患診療所患者統計)</small>	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。かかりつけ医を持つ人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	57.5%	58%	59%	60%	医療の適正利用の一層の促進を図るため、過去5年間58%前後で推移している割合を、普及啓発等により段階的に引き上げ、市民の6割がかかりつけ医を持つことを目標とする。
	算出方法 休日急患診療所を受診する患者が記載する受診申込書において、設問『かかりつけ医はいますか?』に対し『有』と回答した人の割合		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>身近な地域の医療機関を受診する市民の割合(平日日中の発熱等への対応)</b> <small>(市民アンケート)</small>	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。発熱などによる体調の変化があった場合に、身近な地域の医療機関を適切に受診する人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	86.9%	87%	88%	90%	H27に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により受診割合を着実に増加させることを目標とする。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)における、設問「発熱や痛みなど体調の変化があった際に、平日の日中に医療機関を受診するときの対応」について、『地域の診療所・クリニックを受診する』と回答した人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	川崎DMAT(災害医療派遣チーム)の隊員養成研修了累計者数(3指定病院の合計) (健康福祉局調べ)	全国各地で多種多様な災害が頻発する中、ひとりでも多くの市民の命を守るため、川崎DMAT事業においては、指定病院に従事する救命救急医療関係者が災害現場で活動するための知識・技能を備えておくなど、平時から出場要請に的確に対応できる体制を整えておかなければならない。そのためには、川崎DMAT隊員養成研修による新規養成及び技能維持の取組を一層促進していく必要があることから、累計修了者数を指標として設定する。	130人 (H26)	170人以上 (H29)	250人以上 (H33)	350人以上 (H37)	現在、各指定病院の川崎DMAT登録者数は目標(30人)を概ね満たしているが、異動・退職者の動向や、隊員の技能維持を考慮すると、毎年20名程度の規模で継続して研修を実施していくことが必要であり、これ基に算出した数値を目標値とする。
		川崎DMAT指定病院(市立川崎病院・日本医科大学武蔵小杉病院・聖マリアンナ医科大学病院)における、発隊以降の隊員養成数を累計						
4	算出方法	救急搬送者の医療機関までの平均搬送時間 (消防局調べ)	高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中においても、病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進めるとともに、心肺機能停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10分以内に救命処置が開始されることが1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、救急車が救急現場に10分以内に到着し、いち早く傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	42.6分 【8.4分】 (H26)	42.6分 【8.4分】 以下 (H29)	42.6分 【8.4分】 以下 (H33)	40.0分 【8.0分】 以下 (H37)	今後も高齢化が進行し、救急件数の急速な増加が予測される中でも病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進め、第2期では、現状値の維持、第3期では本市と隣接している横浜市の平均の近似値である40分を目標とする。
		年間の全救急事案のうち、覚知※から病院到着までの平均時間 ※覚知とは、119番通報が指令センターに入電した時間						
5	算出方法	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	31.4% (H26)	32.1% (H29)	33.0% (H33)	33.9% (H37)	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的(人的)要因が大きいことから、目標値は過去5年間における心肺停止傷病者数の増加率(15人/年)及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率(8人/年)から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。
		バイスタンダーによる心肺蘇生の実施(407人)／救急現場における心肺停止状態の傷病者(1,296人)×100(%) ※バイスタンダー:救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)のこと						
<b>施策1-6-2 信頼される市立病院の運営</b>								
直接目標		誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する						
1	算出方法	入院患者満足度 外来患者満足度 (病院局調べ)	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上に向けた取組の成果を測ることができる。	入院 87.5%	入院 88.4% 以上	入院 90.0% 以上	入院 90.0% 以上	一般社団法人日本病院会が実施しているQIプロジェクト(全国292病院参加)におけるH26患者満足度調査の平均値(入院患者満足度89.3%、外来患者満足度81.7%)を超えることを目標として設定しており、市立3病院ともに達成できるよう患者満足度の向上に向けた取組を推進する。
		市立病院で実施している入院患者及び外来患者の満足度調査(有効回答数概ね300)において、満足～不満足(満足+やや満足)と回答した人の割合(市立3病院の平均値)		外来 77.6%	外来 79.3% 以上	外来 82.0% 以上	外来 82.0% 以上	
2	算出方法	病床利用率(一般病棟) (病院局調べ)	入院延患者数を確保し、病床を安定的に稼働させることは、より多くの患者さんに適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができる。	72.9% (H26)	83.0% 以上 (H29)	83.0% 以上 (H33)	83.0% 以上 (H37)	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、全国の類似自治体病院の状況等を参考としつつ、病床利用率の向上をめざす。
		病院のベッドの利用状況の割合 入院延患者数/年間の許可病床数(入院延患者数の受入最大値)×100(%) ・川崎病院 180,593人/ (663床×365日)×100(%) ・井田病院 82,603人/ (343床×365日)×100(%) ・多摩病院 107,350人/ (376床×365日)×100(%) (市立3病院の平均値)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
3	算出方法	救急患者受入数 (病院局調べ)	川崎病院は救命救急センター及び小児急病センター、井田病院及び多摩病院はそれぞれ救急告示病院の役割を担っている。各病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れることで、市立病院が市内救急医療体制の一翼を担っていることを示す指標とする。	49,873 人 (H26)	50,800 人以上 (H29)	52,000 人以上 (H33)	52,500 人以上 (H37)	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医を安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、救急患者受入数の増加をめざす。
		夜間や休日等の診療時間外に診察等を受けた患者数及び診療時間内に救急車で搬送された患者数の合計 (市立3病院の合計値)						
<b>施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保</b>								
直接目標		感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える						
1	算出方法	麻しん・風しん予防接種の接種率 (健康福祉局調べ)	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。 特に、麻しん及び風しんについては、排除(海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態)達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第1期 98.6%	第1期 98.6% 以上	第1期 98.6% 以上	第1期 98.6% 以上	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。
		【第1期:1歳の間】 被接種者数(13,940人) ／対象者数(14,143人) ×100(%)  【第2期:小学校入学前の1年間】 被接種者数(11,939人) ／対象者数(13,027人) ×100(%)		第2期 91.6% (H26)	第2期 95% 以上 (H29)	第2期 95% 以上 (H33)	第2期 95% 以上 (H37)	
2	算出方法	感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート)	感染症の予防及びまん延の防止のためには、市民一人ひとりが手洗い及び咳エチケット等を実施することが大変重要であることから、これを指標とすることにより、感染症予防の普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95% (H27)	95% 以上 (H29)	95% 以上 (H33)	95% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、政令指定都市平均(77.6%)を大幅に上回っていることから現状値を維持することを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)における設問「インフルエンザの予防等に関して、手洗いや咳エチケットなどを、あなたはどの程度実践していますか。」に対し、「実践している」または「ある程度実践している」と回答した人の割合						
3	算出方法	食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	飲食に伴う健康被害については、市民等の関心が高く、また、食中毒の予防のためには、監視指導や普及啓発等による、総合的な取組が求められることから、これを指標とすることにより、取組の成果を客観的に測ることができる。	8件 (H26)	8件 以下 (H29)	8件 以下 (H33)	8件 以下 (H37)	政令指定都市平均(17件)を大幅に下回っていることから、現状値を維持することを目標とする。
		H26 に食中毒として処理した事件の件数						
4	算出方法	「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	市民の自発的な食中毒予防が健康被害を防止するために重要であることから、その実施状況を指標とすることで、普及啓発等の施策の成果を測ることができる。	86.8% (H27)	87% 以上 (H29)	88% 以上 (H33)	90% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により着実に増加させることを目標とする。
		市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、「食中毒予防の3原則」を「実践している」及び「ある程度実践している」と回答した人の割合						
5	算出方法	市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	シックハウス対策などの、市が市民や施設等を対象に実施する衛生的な住環境に関する講習会等の開催数は、講師派遣依頼数にも比例し、住民の生活環境に対するニーズの表れであると考えられるため、その実施数の変化を見ることで、健康被害防止及び良好な生活環境の向上に向けた普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95回 (H26)	116回 以上 (H29)	144回 以上 (H33)	172回 以上 (H37)	実施形態や周知方法を工夫するとともに、開催した対象団体等からの講師派遣再依頼により、開催数を増やすことをめざし、目標値を設定する。
		環境衛生(住環境)等に関する講習会の年間実施回数の合計						

## 基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる</b>							
<b>施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進</b>							
<b>直接目標</b>		地域で子育てを支えるしくみをつくる					
1	<b>ふれあい子育てサポートセンターの利用者数</b> (ふれあい子育てサポートセンター事業実施報告書)	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、育児の援助をしたい人と援助を受けたい人が子育てサポートセンターへ会員として登録し、会員相互により援助活動を行う事業を推進しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	15,665 人 (H26)	16,300 人以上 (H29)	16,600 人以上 (H33)	16,600 人以上 (H37)	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、現状値を上回る目標値を第1期計画期間の目標値として設定する。また、第2期計画期間以降については本市将来人口推計における年少人口の減少を踏まえ目標値を設定する。
	算出方法	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値					
2	<b>地域子育て支援センター利用者の満足度</b> (地域子育て支援センター利用者アンケート)	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域でその役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8.9 (H27)	8.9 以上 (H29)	9.0 以上 (H33)	9.1 以上 (H37)	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
	算出方法	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者 1,390人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点					
<b>施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進</b>							
<b>直接目標</b>		子どもを安心して預けられる環境を整える					
1	<b>待機児童数</b> (厚生労働省通知「保育所等利用待機児童数調査について」)	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策を推進しており、保育所利用申請者のうちの待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	0人 (H27.4)	0人 (H29.4)	0人 (H33.4)	0人 (H37.4)	本市では平成27年4月に待機児童解消を達成しており、引き続き、認可保育所や川崎認定保育園等における保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消に継続的に取り組んでいくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
	算出方法	厚生労働省「保育所等利用待機児童の定義」に基づく、各年4月の集計値					
2	<b>保育所等における利用者の満足度</b> (認可保育所等を利用している方への調査)	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、保護者が安心して子どもを預けられるよう、認可保育所の整備等の待機児童対策と合わせて、保育の質の向上に向けた取組を推進しており、保育所等における利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	7.9 (H27)	8.0 以上 (H29)	8.2 以上 (H33)	8.4 以上 (H37)	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
	算出方法	「認可保育所等を利用している方への調査」(無作為抽出 利用者 2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点					
<b>施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進</b>							
<b>直接目標</b>		子どもがすこやかに成長するしくみをつくる					
1	<b>乳幼児健診の平均受診率</b> (厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、子育て家庭における子どもの成長発達や育児状況の把握のために乳幼児健診に取り組んでおり、その受診率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	97.2% (H26)	97.3% 以上 (H29)	97.3% 以上 (H33)	97.4% 以上 (H37)	従来から高い水準にある3か月健診の受診率を踏まえ、政令指定都市トップの受診率を目標値として設定する。
	算出方法	各年齢(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100(%)」の平均値 (現状値: 13,883人/14,209人 = 97.7%(3か月児)-① 13,761人/14,122人 = 97.4%(1歳6か月児)-② 13,149人/13,264人 = 96.5%(3歳児)-③ ①+②+③÷3=97.2%)					



指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	子育てが楽しいと思う人の割合(1歳6か月健診時における子育てで生活基本調査)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、育児不安や育児ストレス、孤立感などを抱えた親子に対して、面接や訪問等の親支援を強化する取組を進めており、子育てが楽しいと思う親の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.5%	97.6%	97.7%	97.8%	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
		1歳6か月健診時における問診票(対象者997人)で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	算出方法	わくわくプラザの登録率(わくわくプラザ利用実績報告書)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内113校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	46.3%	47%	49%	51%	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、H37までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
		わくわくプラザ登録者数(32,953人)／対象児童数(71,205人)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
4	算出方法	わくわくプラザ利用者の満足度(わくわくプラザを利用している方への調査)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市113校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その利用者の満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	7.3	7.4	7.7	8.0	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
		「わくわくプラザを利用している方への調査」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり</b>								
直接目標		子どもが安心して育つしくみをつくる						
1	算出方法	里親の登録者数(厚生労働省「福祉行政報告例」)	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	116人	118人以上	122人以上	126人以上	家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため、「社会的養護推進に向けた基本方針」により、H41までに里親登録数を130人とすることを目標として取組を進めており、現状値とこれまでの実績も踏まえ、H37の目標値を126人以上に設定する。
		福祉行政報告例における里親登録者数の実績値		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合(要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査)	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会における地域の関係機関の連携の充実の取組を推進しており、関係者が地域において関係機関の連携が進んでいると思う人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.8%	36%	45%	54%	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関間の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
		要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議)関係者アンケート調査(1,423人)のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>政策2-2 未来を担う人材を育成する</b>								
<b>施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進</b>								
直接目標		すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる						
1	算出方法	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合(全国・学力学習状況調査(H26:毎年実施))	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させることができ、向上心につながり、人生を充実させることができるものである。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	75.9%	77.0%	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組めることができることを目標にして取り組む。H26全国学力・学習状況調査においては、小学校については、全国平均(75.1%)を既に上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。中学校については、全国平均(68.0%)を下回っていることから、第1期までに全国水準まで引き上げ、以降、更なる向上をめざす。	
		市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値		(小6)	(小6)			(中3)

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方													
			現状値	第1期	第2期	第3期														
2	算出方法	「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(H26: 毎年実施))	88.3% (小5)	90.0% (小5)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		H26 全国学力・学習状況調査においては、小学校は全国平均(79.9%)を上回り、中学校においても全国平均(71.8%)を下回っているものの、全国とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上をめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。  ※全国平均は、小学校6年生:国語・算数、中学校3年生:国語・数学の平均値													
		子どもたちが「授業が分かる」ことは学習意欲の向上に資するものであり、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであるため、「授業が分かる」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	73.4% (中2)	75.0% (中2)																
3	算出方法	体カテストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査(H26: 毎年実施))					神奈川県平均値を下回っている現状においては、県平均の水準まで改善していくことを目標とする。													
		小5男 川崎市(52.34点)／神奈川県(52.49点)×100 小5女 川崎市(52.13点)／神奈川県(52.47点)×100 中2男 川崎市(37.10点)／神奈川県(39.92点)×100 中2女 川崎市(43.64点)／神奈川県(46.18点)×100 ※神奈川県平均値(体力合計点)を100とした際の本市の割合 ※体力合計点は、種目ごとの測定値を点数化(10点満点)し、その合計点を平均したもの  〔実施種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、持久走(中学生はシャトルランとの選択実施)、50m走、立幅跳び、ソフトボール投げ(小学生)、ハンドボール(中学生)	99.7 (小5男)	100以上 (小5男)	100以上 (小5男)	100以上 (小5男)		99.4 (小5女)	100以上 (小5女)	100以上 (小5女)	100以上 (小5女)	92.9 (中2男)	100以上 (中2男)	100以上 (中2男)	100以上 (中2男)	94.5 (中2女)	100以上 (中2女)	100以上 (中2女)	100以上 (中2女)	(H26)
施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応																				
直接目標		支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる																		
1	算出方法	支援が必要な児童の課題改善率 (教育委員会調べ)					第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	第1期実施計画の終期となるH29には、H26推進校で達成した課題改善率88%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。												
		課題が解消・改善した児童数(5,524人)／全小学校が把握した支援が必要な児童数(6,757人)×100(%)	81.8% (H26)	88.0% (H29)																
課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。																				

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
2	算出方法	1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) (教育委員会調べ)	支援が必要な生徒の問題行動の一つとして、暴力行為があげられる。その発生件数の変化を見ることで、暴力行為を起こす生徒への対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	8.29件 (H26)	8.22件以下 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	H26の本市の発生件数は、過去の調査の中で最低の8.29件となっている。国・県の1,000人あたりの発生件数(国:10.7件、件:18.6件)を下回っているが、さらに発生件数を減少させていくことを目標とする。	
		暴力行為発生件数(239件)÷全生徒数(28,816人)×1,000						
3	算出方法	いじめの解消率 (教育委員会調べ)	「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題への未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。	65.8% (小学校) 83.2% (中学校) (H26)	80.0%以上 (小学校) 90.0%以上 (中学校) (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	いじめの様態が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、小学校では、児童支援コーディネーターを専任化して配置している学校数の増加に伴い、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。認知したいじめの解消件数を増やし、全国平均(89.9%)を下回っている解消率の増加をめざす。中学校においては、全国平均(86.4%)を下回っているため、全国最高レベルの水準をめざし、目標値を設定する。	
		解消した件数(小:407件、中:154件)÷認知件数(小:619件、中:185件)×100(%)						
4	算出方法	不登校児童生徒の出現率 (教育委員会調べ)	不登校はさまざまな要因を背景として現れるため、その出現率の変化を見ることで、支援が必要な児童生徒のニーズへの対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	0.38% (小学校) 3.48% (中学校) (H26)	0.30%以下 (小学校) 3.39%以下 (中学校) (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	児童生徒の増加が続く見込みの中、国平均(0.39%)を下回っている小学校については、過去5年の最低水準まで改善することを目標とする。中学校については、国平均(2.76%)を上回っているため、全国平均の水準まで段階的に改善することをめざし、目標値を設定する。 ※すべて公立学校の平均値	
		不登校児童生徒数(小:271人、中:1,003人)÷全児童生徒数(小:71,436人、中:28,816人)×100(%)						
<b>施策2-2-3 安全で快適な学習環境の整備</b>								
直接目標		安全で快適に過ごせる学習環境を整える						
1	算出方法	児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会調べ)	児童生徒の事故件数のうち、登下校時における事故件数を指標に設定することにより、通学路における交通状況の変化や、学校で実施する交通安全教室、通学路の安全対策などの施策の効果を測ることができる。	29件 (H22~ H26の 平均)	27件以下 (H25~ H29の 平均)	25件以下 (H29~ H33の 平均)	23件以下 (H33~ H37の 平均)	過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26の件数(23件)以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。
		市立小学校及び中学校の登下校時における事故報告の合計(直近5年間の平均値)						
2	算出方法	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会調べ)	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど学習環境の質的改善、環境対策を併せて行う再生整備の進捗状況を指標化したものである。	24.1% (H27)	28.7%以上 (H29)	50%以上 (H33)	80%以上 (H37)	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間(H26から概ね10年間)での再生整備着手によって、学習環境の改善を図ることを目標とする。
		「築年数20年以下(H25時点)の学校施設数(40施設)+老朽化対策及び質的改善済の学校施設(2施設)」÷全学校施設(174施設)						

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策2-2-4 学校の教育力の向上</b>							
<b>直接目標</b>		教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する					
1	「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(H26:毎年実施))	「家で、自分で計画を立てて勉強している」かどうかを見ることで、学びが学校内(授業)に留まらず、家庭学習を含む授業外にも波及しているか否かの効果を見ることができ、よりよい学習活動の実現に向けた取組の成果を測ることができる。	58.4% (小6) 45.0% (中3) (H26)	59.0% 以上 (小6) 45.5% 以上 (中3) (H29)	60.0% 以上 (小6) 46.0% 以上 (中3) (H33)	61.0% 以上 (小6) 46.5% 以上 (中3) (H37)	小学校・中学校ともに国平均(小6:61.0%、中3:46.6%)・神奈川県平均(小6:59.0%、中3:46.0%)を下回っている現状があることから、段階的に国平均の水準まで改善していくことを目標とする。
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値					
2	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(H26:毎年実施))	教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まると考えられる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習環境を実現するための取組の成果を測ることができる。	53.6% (小6) 31.2% (中3) (H26)	55.0% 以上 (小6) 32.0% 以上 (中3) (H29)	57.5% 以上 (小6) 33.0% 以上 (中3) (H33)	60.0% 以上 (小6) 34.0% 以上 (中3) (H37)	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県平均値(小6:60.9%、中3:36.9%)をめざす。
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値					
3	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(H26:毎年実施))	学校の教育力が向上すれば、児童生徒が学びの価値を自ら理解し、目的を持って楽しく学校に通うことができると考えられる。学校が楽しいと思う児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	93.3% (小5) 89.9% (中2) (H26)	93.3% 以上 (小5) 90.0% 以上 (中2) (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえて、よりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校は現状の高水準を維持していくことをめざす。中学校は、90%まで引き上げた上で、その水準を維持していくことをめざす。(小・中ともにH26の数値は過去最高)
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値					
<b>政策2-3 生涯を通じて学び成長する</b>							
<b>施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上</b>							
<b>直接目標</b>		大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する					
1	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	子ども達が地域の大人と関わる機会をどれだけ作れたかを測ることで、寺子屋で大人と子どもが共に学び、地域で声をかけ合えるような関係づくりのための取組の成果を測ることができる。	87.6% (H26)	90% 以上 (H29)	92% 以上 (H33)	93% 以上 (H37)	H27までのモデル実施の成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。
	算出方法	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数(444人)／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数(507人)					
2	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合 (※家庭教育事業参加者アンケート)	家庭教育は、本来、家庭の責任において行われるべきものであるが、社会状況や地域の変化等により、子育てに悩みや不安を感じ、周囲ではそれを解消できないケースが増えている。それらの悩みや不安感が、本事業によって軽減されているかを測るものである。	91.4% (H27)	92% 以上 (H29)	92.5% 以上 (H33)	93% 以上 (H37)	H27のアンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。
	算出方法	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数(153人)／事業参加者におけるアンケートの回答者数(116人) ※新規アンケートのため、H27.4-H27.12までの集計					

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援</b>							
<b>直接目標</b>		市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる					
1	<b>教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数</b> (教育委員会調べ)	市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業の参加者数の推移を見ることで、学習や活動環境の状況を測ることができる。	89,660 人 (H26)	9万人 以上 (H29)	9.1万人 以上 (H33)	9.2万人 以上 (H37)	各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
	算出方法		各年度における事業参加者数				
2	<b>教育文化会館・市民館・分館施設利用率</b> (教育委員会調べ)	教育文化会館・市民館等の年間利用率の変化を見ることによって、施設が生涯学習の拠点としての程度機能しているのかが等、成果を客観的に測ることができる。	56.6% (H26)	56.9% 以上 (H29)	57.3% 以上 (H33)	57.7% 以上 (H37)	現状の数値を基準として、各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
	算出方法		利用実績のある部屋数(89,031コマ)÷利用可能部屋数(157,128コマ) ※各施設の貸出部屋は、部屋ごとに1日3区分(午前・午後・夜間)に分けた利用が可能であり、それを3部屋とカウントする。(各年度)				
3	<b>市立図書館・分館における図書館の入館者数</b> (教育委員会調べ)	市立図書館の年間入館者数の変化を見ることによって、市民がどの程度、読書や調べ物等をしているか、また施設が生涯学習の拠点としての程度機能しているのかなど、成果を客観的に測ることができる。	4,337,308 人 (H26)	435 万人以上 (H29)	437 万人以上 (H33)	439 万人以上 (H37)	図書館の利用者人数(※1)は、H25の中原図書館移転での増加を除くと、直近3か年において全館で概ね減少傾向にあるものの、既存の体制でサービスの見直しや広報の強化等により利用の増進を図ることで、減少傾向を改善し、入館者数(※2)の段階的な増加をめざす。 ※1「利用者人数」…入館した上貸出や予約等記録に残るサービスを利用した者の数 ※2「入館者数」…入館した者の数。利用者人数に加え、例えば館内での読書のみ利用者等を含む。(H26から算出開始)
	算出方法		各施設(管見箇所を除く)の入り口に設置しているBDS(無断持出防止装置)による入館者数				
4	<b>学校施設開放の利用者数</b> (教育委員会調べ)	学校施設を活用して生涯学習活動を実施した市民の数を測ることで、市民同士のつながりをつくり、自主的に生涯学習活動に取り組む市民を育む本施策の成果を測ることができる。	2,609,747 人 (H26)	261 万人以上 (H29)	261.5 万人以上 (H33)	262 万人以上 (H37)	これまで学校施設の活用促進のため、各学校1施設以上の開放をめざして施設整備等を着実に進め、開放可能な場所の整備がほぼ終了した。また、稼働率も非常に高い状況であることから、広報等の充実により段階的な上昇をめざす。
	算出方法		市立学校で実施している施設開放事業の利用者数(体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計)				
5	<b>社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合</b> (※事業参加者アンケート)	社会教育振興事業の参加者にアンケートを行うことで、事業目的のひとつである、人と人とのつながりの構築に向けた取組の成果を測ることができる。	67.5% (H27)	69% 以上 (H29)	70.5% 以上 (H33)	72% 以上 (H37)	講座の対象や内容等により、つながりの構築の容易さに異なりがあるため、それぞれの事業において手法等を改善することにより、段階的な上昇をめざす。
	算出方法		社会教育振興事業において「新たなつながりが増えた」と答えた参加者の数(533人)÷事業参加者におけるアンケートの回答者数(381人) ※新規アンケートのため、H27.4～H27.12までの集計				

### 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる</b>							
<b>施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進</b>							
<b>直接目標</b>		地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす					
1	<b>市域の温室効果ガス排出量の削減割合</b> (環境局調べ)	温室効果ガス排出量について、基準年度である 1990(H2)年度との削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	1990 年度比 ▲12.1%  (H25) 暫定値	1990 年度比 ▲20% 以上  (H29)	1990 年度比 ▲25% 以上  (H32)	1990 年度比 ▲25% 以上  (H37)	2020(H32)年度までに 1990(H2)年度における市域の温室効果ガス排出量の 25%以上に相当する量の削減をめざす。 2017(H29)年までの第1期における指標については、現行目標において中間的な指標がないため、現状値と最終目標値との年度按分により設定する。 2020(H32)年以降の削減目標については、国等の動向を踏まえ、今後検討していくことから、第3期については第2期と同様とする。
	算出方法 川崎市温室効果ガス排出量(2013年度暫定値) 25,693千トン-CO <sub>2</sub> (1990年度比▲12.1%)						
2	<b>市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合</b> (市民アンケート)	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合を指標とすることにより、環境に配慮した取組の成果を測ることができる。	24.9%  (H27)	26% 以上  (H29)	28% 以上  (H33)	30% 以上  (H37)	「市民の実感指標」の目標値の考え方と同様に H27 が概ね政令指定都市平均であったことを踏まえ、更なる向上(+5%)をめざし、H37 に 30%以上を目標とする。 第1期(H29)における目標は、現状値と最終目標値との年度按分により設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う人(そう思う+やや思う)の割合						
<b>政策3-2 地域環境を守る</b>							
<b>施策3-2-1 地域環境対策の推進</b>							
<b>直接目標</b>		空気や水などの地域環境を守る					
1	<b>光化学スモッグ注意報の発令日数</b> (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。健康被害を引き起こす光化学オキシダントが高濃度になった場合に発令される注意報の発令日数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	6日  (H26)	2日 以下  (H29)	0日  (H33)	0日  (H37)	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標のなかの当面の目標として、高濃度の発生を抑制し、注意報の発令をゼロにすることを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法 年間に発令された日数						
2	<b>二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合</b> (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の環境基準の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	94.4%  (H26)	100%  (H29)	100%  (H33)	100%  (H37)	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標として環境基準を達成することを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法 環境基準達成局数(17局)÷測定局数(18局)×100(%)						
3	<b>河川のBOD、COD環境目標値達成率</b> (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。代表的な水質の指標であるBOD、CODの環境目標値の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	100%  (H26)	100%  (H29)	100%  (H33)	100%  (H37)	「水環境保全計画」の構成要素ごとの目標のうち、水質の指標として環境目標値を達成することを掲げており、同様の目標とする。
	算出方法 環境目標値達成地点数(12地点)÷測定地点数(12地点)×100(%)						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進</b>							
<b>直接目標</b>		廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める					
1	<b>1人1日あたりのごみ排出量</b> (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、特に発生抑制の観点から、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換を促していくことが重要である。1人1日あたりのごみ排出量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	998g	971g	935g	898g	ごみの発生抑制に取り組むため、政令指定都市トップ(※)をめざし、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することを目標とする。  (※)環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査(2013(H25)年度実績)」によると、本市の1人1日あたりのごみ排出量は政令指定都市20市中5位となっている。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>ごみ焼却量(1年間)</b> (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、発生抑制、再利用、再生利用の取組が重要であり、また、ごみ焼却量の削減により、ごみ焼却処理施設の安定的な稼働や最終処分場の更なる延命化を図ることができる。1年間におけるごみ焼却量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.1万t	36.0万t	34.5万t	33.0万t	ごみの発生抑制に取り組むため、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することをめざし、ごみの焼却量を4万トン削減することを目標とする。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす</b>							
<b>施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成</b>							
<b>直接目標</b>		多様な主体との協働、連携により緑を育む					
1	<b>緑のボランティア活動の累計か所数</b> (建設緑政局調べ)	緑のボランティア累計活動か所を把握することで、市民等のボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	2,355	2,380	2,420	2,450	ボランティア団体種別毎に、近年の活動実績から年間の増加数を予測し、ボランティア活動の累計か所数の増加をめざす。 それぞれの団体種別毎に、近年の実績から年間の増加数を設定する。 管理運営協議会等設立公園数 3か所/年 街路樹愛護会活動ブロック数 3か所/年 緑の活動団体登録数 3か所/年
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>市民100万本植樹運動による累計植樹本数</b> (建設緑政局調べ)	緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数により、緑化推進の取組の成果を測ることができる。	61万本	75万本	90万本	100万本	これまで10万本植樹運動を進めてきたが、市制100周年に向けて、H36までに100万本以上(H37)の植樹をめざす。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H36)	
<b>施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備</b>							
<b>直接目標</b>		豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する					
1	<b>一人あたりの公園緑地面積</b> (建設緑政局調べ)	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、一人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	5.0	5.0	5.0	5.0	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加にあわせて公園面積を増やし、一人あたりの公園面積を維持することを目標とする。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策3-3-3 多摩丘陵の保全</b>							
<b>直接目標</b>		市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する					
1	<b>緑地保全面積</b> (建設緑政局調べ)	緑地保全の推進により、都市の景観向上、地球温暖化対策、生物保全の向上を図るため、さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全を進めることが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	232ha	272ha	285ha	300ha	さまざまな緑地保全施策を有効活用し、過去3年の緑地保全面積水準を維持していくことをめざす。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数</b> (建設緑政局調べ)	企業・教育機関等との連携による保全活動か所数を把握することで、緑地保全におけるボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	4か所	5か所	7か所	9か所	企業・教育機関等の参加を積極的に勧めることで、保全活動か所数の段階的な増加をめざす。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進</b>							
<b>直接目標</b>		多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する					
1	<b>生産緑地の年間新規指定面積</b> (経済労働局調べ)	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地(500㎡以上/か所)に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として必須であることから、成果指標として新規指定面積を設定する。	12,000㎡	12,000㎡以上	12,000㎡以上	12,000㎡以上	市内農地面積全体の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、現状の新規指定面積を目標値とし、生産緑地の維持を図ることを目標とする。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>防災農地の年間新規登録数</b> (経済労働局調べ)	市民防災農地は大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。	7か所	8か所	8か所	8か所	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	<b>市民農園等の累計面積</b> (経済労働局調べ)	市民農園は、農地の保全・活用の1つの手段となるとともに、市民に農と触れ合う機会を提供することで都市農業の理解を促進することにも繋がっており、市民農園の累計面積を見ることで取組の成果を測ることができる。	73,790㎡	78,000㎡以上	88,000㎡以上	98,000㎡以上	農地所有者開設型の市民農園等の面積を、直近数年の伸び(2%)と同等の水準で今後も継続的に増加させていくことを目標とする。
	算出方法		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進</b>							
<b>直接目標</b>		多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める					
1	<b>多摩川に魅力を感じ、利用したことがある人の割合</b> (市民アンケート)	河川敷の運動施設や多摩川を訪れる市民の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど多摩川が市民の身近な存在になるように、魅力向上の取組を進めている。多摩川の利用状況や魅力の意識を指標とすることで、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」の効果を測ることができる。	37.7%	38%	39%	40%	H27に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果に改善率(政令指定都市最高値との差0.9%)を加算し、5の倍数に近い数値をH37までの目標値とする。
	算出方法		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	



## 基本政策4 活力と魅力あふれ力強い都市づくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興</b>							
<b>施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化</b>							
<b>直接目標</b>		海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす					
1	<b>市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数</b> (経済労働局調べ)	市内企業の海外での販路開拓をめざし、本市は海外ビジネス支援センターや海外で開催される展示会への参加等を通じた支援を行っている。また、企業等のビジネスマッチングの機会を創出することをめざして、川崎国際環境技術展を開催している。それぞれの商談成立件数の把握により、取組の成果を測ることができる。	581件 (H26)	630件 以上 (H29)	660件 以上 (H33)	700件 以上 (H37)	本市の海外展開支援施策(海外への展示会出展、国際環境技術展の開催等)の充実による更なるビジネスマッチング機会の創出により、市内企業等の国内外でのビジネスマッチング件数を10年で100件以上を増加させることを目標とする。
	算出方法 市の支援策を活用した企業にヒアリングやアンケートを実施						
2	<b>グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数</b> (経済労働局調べ)	グリーンイノベーションの推進に向けて、クラスター会員企業等とのマッチングによる新規事業の創出をめざしているから、クラスターを通じて形成されたプロジェクト件数により事業の成果を測ることができる。	2件 (H27)	5件 以上 (H29)	7件 以上 (H33)	10件 以上 (H37)	環境ビジネスによる産業活性化に向けて、H27に立ち上げたグリーンイノベーションクラスターに参画する企業等の連携による新規プロジェクトの創出件数を着実に増加させ、10年後のH37に年間10件のプロジェクトが稼働していることを目標とする。
	算出方法 各年度における稼働中のプロジェクトの件数						
<b>施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成</b>							
<b>直接目標</b>		魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる					
1	<b>小売業年間商品販売額</b> (商業統計調査)	小売業年間商品販売額は、市内での消費活動が反映され、市内商業地域の状況を客観的に把握できることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	9,838億円 (H26)	1兆円 以上 (H29)	1兆円 以上 (H33)	1兆円 以上 (H37)	本市は、全国の状況と比べて人口が増加しているが、市民・事業者の高齢化が進む中で、年間商品販売額を維持していくことを目標とする。
	算出方法 商業統計調査(H26)の小売業年間商品販売額						
2	<b>市場の年間卸売取扱量</b> (経済労働局調べ)	市場取扱量が、その市場の状況や規模を客観的に明確に示す最適な指標であることから、これを成果指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	151,433t (H26)	151,433t 以上 (H29)	151,433t 以上 (H33)	151,433t 以上 (H37)	全国的に市場経由率が低下し、市場を取り巻く環境が厳しい中、本市場においては、現状の市場機能の維持・持続を図り、取扱量の確保を目標とする。
	算出方法 北部市場と南部市場の青果及び水産物の取扱量						
<b>施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成</b>							
<b>直接目標</b>		市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる					
1	<b>製造品出荷額等</b> (工業統計調査)	製造品出荷額等は、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計の数値であるため、その変化を見ることで、企業の経営を改善し、成長を促進するための取組の成果を測ることができる。	4兆2,968億円 (H23~H25平均)	4兆2,968億円 以上 (H27~H29平均)	4兆2,968億円 以上 (H31~H33平均)	4兆2,968億円 以上 (H35~H37平均)	本市製造品出荷額等は素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が多い状況にある。その中で石油業界に対しては需要の減少に伴う供給過剰を解消するため産業競争力強化法が適用されるとともに、市内に立地するエネルギー系企業の経営統合による製油所の統廃合等により石油化学関連の出荷額が減っていくことが見込まれるほか、他都市の状況を見ると、H25の製造品出荷額等は過去3年間の平均値に届いていない自治体が多く、市内事業所数の減少も見込まれるなど、複数の減少要因がある中で、過去3年間の平均値(政令指定都市トップ)の水準の維持を目標とする。
	算出方法 工業統計調査の直近3か年の平均値						
2	<b>知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数</b> (経済労働局調べ)	地域経済を担う中小企業が、将来にわたって持続的に成長発展していくためには、自社製品開発や技術の高付加価値化など、新たな事業展開に挑戦することが求められることから、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に移転した件数を見ることで、中小企業の新事業展開の取組の成果を測ることができる。	4件 (H26)	4件 以上 (H29)	4件 以上 (H33)	4件 以上 (H37)	市の知的財産交流会が「川崎モデル」として国や他の自治体等から注目されていることから、今後も全国モデルの主導として成果を連続的に創出していくことを目標とする。
	算出方法 年度ごとのマッチング成立件数を交流会後のフォローアップにて把握						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化</b>								
<b>直接目標</b>		市内農家の農業経営を安定化・健全化させる						
1	算出方法	<b>認定農業者累計数</b> (経済労働局調べ)	認定農業者は地域農業を牽引する中心的な経営体であり、国の施策の方向性も認定農業者を重視したものに傾く中、本市においてもその確保・育成は喫緊の課題となっている。認定後の支援も大きな課題であるが、本市の農業振興のため、認定農業者の数を確保することも重要であることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	25人	30人以上	40人以上	50人以上	三大都市圏における政令指定都市での全農家数に占める認定農業者数の割合を比較すると、本市の場合、その割合は他都市に比べ大きく下回っている。そのため、平均水準まで改善することを目標とする。
		国の認定農業者制度に則り、経営の改善計画を市に申請し認定された農業者経営体の数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	<b>援農ボランティアの累計活動日数</b> (経済労働局調べ)	農業生産における労働力確保は農業における課題の一つであり、労働力を補完する援農ボランティアとして育成する事業を実施している。育成した援農ボランティアの活動日数の増減で、援農ボランティア育成の取組の成果を測ることができる。	400日	440日以上	520日以上	600日以上	援農ボランティアを農業者へ周知し、活用を促すとともに、新たなボランティアを育成し、人材確保により、現状の1.5倍の活動日数を目標とする。
		援農ボランティアが農業生産者の作業に関わった日数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上</b>								
<b>施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進</b>								
<b>直接目標</b>		次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする						
1	算出方法	<b>起業支援による年間市内起業件数</b> (経済労働局調べ)	起業にあたっては、それぞれの業態や成長段階に応じたさまざまな支援が必要であり、本市では民間創業支援事業者等と連携した支援に取り組んでいることから、こうした支援を通じて起業に至った件数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	62件	80人以上	100人以上	120人以上	日本全体として開業率が低迷するなか、創業支援施策の強化を図り、支援を通じて起業に至った件数を概ね2倍とすることを目標とする。
		市の支援を通じて起業に至った件数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	<b>かわさき新産業創造センター(KBIC)の入居率</b> (経済労働局調べ)	かわさき新産業創造センターは、新規分野での創業をめざす個人及び企業に対して事業スペースを提供し、入居者に対して、専門家によるアドバイスの提供や資金調達等の支援を行うなど、さまざまな起業支援を行う施設であることから、当該施設の入居状況により市内の起業希望者の実態を把握することで、入居への取組の成果を測ることができる。	90%	90%以上	90%以上	90%以上	他都市と比較して高い施設入居率を今後も維持することをめざす。また、H30中に次期施設の本格供用開始を予定していることを踏まえて、H29以降の目標値を設定している。
		入居面積(4,282㎡)／全入居可能面積(4,738㎡)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援</b>								
<b>直接目標</b>		成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する						
1	算出方法	<b>ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数</b> (経済労働局調べ)	ウェルフェアイノベーションフォーラムにおけるプロジェクトの稼働状況は、本市を結節点とした福祉産業振興の活性化そのものであるため、その変化を見ることで、新規進出をはじめとする福祉分野での産業振興の取組の成果を測ることができる。	10件	20人以上	30人以上	30人以上	当面はプロジェクト稼働数の増加を図るが、稼働件数は多ければよいというものではなく、市場化を経て卒業させる(減少させる)ことも重要である。新規創出による増と市場化による減を勘案してH30以降は件数一定とし、最大稼働数を30件と設定する。
		各年度における稼働中のプロジェクトの件数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	算出方法	<b>コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数</b> (経済労働局調べ)	コミュニティビジネスの起業・創業についての支援を行っており、起業・創業の増が、市内でのコミュニティビジネスの振興度合いを測定する客観的で適切な指標であることから、これを設定することで取組の成果を測ることができる。	4件	5人以上	6人以上	7人以上	起業に関する相談窓口設置やセミナー開催に加えて、既存事業者の地域での活動やネットワークづくりの支援等により、地域社会でのコミュニティビジネスの浸透を図ることによって、起業・創業希望者を増やし、着実に、段階的に起業者を生み出すことを目標とする。
		市の支援を通じて起業に至った件数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化</b>							
<b>直接目標</b>		先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する					
1	<b>新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数</b> (経済労働局調べ)	先端科学技術分野の製品化を進めるにあたっては、当該技術の特許申請により製品化まで進む可能性のある案件を早期に把握できることから、特許保有件数を指標として設定することで、新産業創出の取組の成果を測ることができる。	94件 (H26)	96件以上 (H29)	100件以上 (H33)	120件以上 (H37)	先端技術分野の研究開発については、製品化まで見据えた知財戦略の策定⇒特許申請⇒特許取得というプロセスに数年の時間を要することから、現在進んでいる研究の成果が特許となる時期を H30 以降と想定し、H33 以降、年間 5 件以上の新規特許が生み出されることを目標とする。
	算出方法 新川崎・創造のもり地区に拠点を有する企業、研究機関が保有する特許の累計件数						
2	<b>ナノ医療イノベーションセンターの入居率</b> (経済労働局調べ)	ナノ医療イノベーションセンターは、先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進める施設であり、企業入居率は、オープンイノベーションへの取組の成果を測ることができる。	44% (H27.12)	60%以上 (H29)	90%以上 (H33)	90%以上 (H37)	平成 27 年 4 月に運営を開始し、6 年間で入居率 90%をめざす。その後は、入居企業による入退室が行われることを想定し、入居率 90%を維持することを目標とする。
	算出方法 入居部屋数(31 部屋) / 全入居部屋数(70 部屋) × 100(%)						
3	<b>小杉町二丁目地区コンベンション施設の稼働率</b> (経済労働局調べ)	企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じて、オープンイノベーションを促進する新たな交流拠点として、小杉町二丁目地区コンベンション施設を整備することから、当該施設の稼働率を指標に設定することで、オープンイノベーションの促進に向けた取組の成果を測ることができる。	- (H26)	- (H29)	55%以上 (H33)	60%以上 (H37)	講演会、展示会、交流会等の開催により、コンベンション施設が有効に活用され、施設の安定的な運営が図られるよう、H30 の開館から稼働率の段階的な向上をめざし、最終的には 60%以上の稼働率を目標とする。
	算出方法 利用コマ数 / 全利用可能コマ数 × 100(%)						
<b>施策4-2-4 スマートシティの推進</b>							
<b>直接目標</b>		スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する					
1	<b>スマートシティに関連するプロジェクト実施累計件数</b> (総合企画局調べ)	エネルギーの最適利用や ICT・データの活用による地域課題の解決を図る「スマートシティ」や、次世代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの積極的な活用を進める「水素戦略」の推進は、新たな施策領域であることから、創出したプロジェクトや実施中のプロジェクトが、今後新たな産業やサービスの創出につながることから、プロジェクト実施件数を指標として設定する。	7件 (H26)	16件以上 (H29)	28件以上 (H33)	40件以上 (H37)	スマートシティの実現に向けては、①エネルギー分野②生活分野③交通分野④まちづくり分野⑤産業分野の5分野において取組を進めることとしている。最終目標として、5分野で各8件、合計40件程度の新規プロジェクトの創出をめざすこととし、毎年3件程度のプロジェクトの創出を図る。
	算出方法 本市と多様な主体との連携等により創出したプロジェクトや、実証中のプロジェクトの件数						
<b>施策4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上</b>							
<b>直接目標</b>		ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする					
1	<b>提供しているオープンデータのデータセット数</b> (総務局調べ)	本市ホームページで提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明性等に向けた取組の成果を測ることができる。	27件 (H26)	100件以上 (H29)	300件以上 (H33)	500件以上 (H37)	平成 27 年 4 月時点における政令指定都市平均を上回るデータセット数を目標とし、利用ニーズの高い情報から順次提供することをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上で提供しているオープンデータのデータセット数						
2	<b>提供しているオープンデータのダウンロード数</b> (総務局調べ)	本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。	2,000件 (H26)	4,000件以上 (H29)	5,000件以上 (H33)	6,000件以上 (H37)	利用ニーズの高い情報の提供を順次行うことから、第 1 期実施計画期間中にダウンロード数を現在の 2 倍に増加させるとともに、その後も漸次増加させることをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数						
3	<b>電子申請システムの利用件数</b> (総務局調べ)	システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができる。	103,400件 (H26)	108,000件以上 (H29)	113,000件以上 (H33)	118,000件以上 (H37)	ICTによる市民利便性の向上を測る指標として、年 1～2%程度の割合で、電子申請システムの利用件数を増加させることをめざす。
	算出方法 本市ホームページ上の電子申請システムで手続が行われた数を集計						

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる</b>							
<b>施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり</b>							
<b>直接目標</b>		市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する					
1	<b>就業支援事業による年間就職決定者数</b> (経済労働局調べ)	雇用のミスマッチや若年無業者等の課題対応に、総合的な相談窓口として、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」を中心に就業支援事業を実施していることから、両事業における就職決定者数の推移を見ることで、市内の雇用状況の向上のための取組の成果を測ることができる。	666人 男性321人 女性345人 (H26)	700人以上 男性350人以上 女性350人以上 (H29)	710人以上 男性350人以上 女性360人以上 (H33)	720人以上 男性350人以上 女性370人以上 (H37)	相談・登録件数ともに増加傾向にあることから、将来的な雇用情勢や国事業の方向性が不透明ではあるものの、現状を上回る就職決定者数を維持していくとともに、女性については取組の充実によって前期を上回る就職決定者を輩出することを目標とする。
	算出方法	「キャリアサポートかわさき」における年間就職決定者数と「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」における年間進路決定者数のうちの就職決定者数					
<b>施策4-3-2 働きやすい環境づくり</b>							
<b>直接目標</b>		誰もが働きやすい環境を整える					
1	<b>ワークライフバランスの取組を行っている事務所の割合</b> (経済労働局調べ)	ワークライフバランスを導入することにより幅広い仕事のあり方をそれぞれのライフステージにおいて実践することができ、少子高齢化による労働力不足が懸念される中、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる機会が確保され、働きやすい職場環境の実現ができることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	67% (H26)	70%以上 (H29)	75%以上 (H33)	80%以上 (H37)	近年では横ばい又は微減の傾向にあることから、労働情報等の周知等による効果的な啓発手法等を検討・実施し、毎年1%程度の増へと転換させることを目標とする。
	算出方法	労働状況実態調査のアンケートに対する回答結果(100-「取組はいずれも行っていない」回答数(261件)÷全回答数(801件)×100(%))					
<b>政策4-4 臨海部を活性化させる</b>							
<b>施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備</b>							
<b>直接目標</b>		臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする					
1	<b>川崎区の従業者一人あたりの製造品出荷額</b> (工業統計調査)	臨海部活性化の目的は、立地企業の業績が上がることであり、1人あたりの製造品出荷額等の変化を見ることで、生産人口減少下においても、生産性の向上により臨海部企業が活性化しているかを測ることができる。	1億4,500万円 (H25)	1億5,700万円以上 (H29)	1億7,000万円以上 (H33)	1億8,400万円以上 (H37)	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を2%に設定していることから、年2%以上の増加を設定する。
	算出方法	工業統計調査結果より算出(川崎区の製造品出荷額等(3兆5429億1600万円)÷川崎区の従業者数(24,376人))					
2	<b>キングスカイフロント立地事業所累計数</b> (総合企画局調べ)	臨海部活性化のトリガーと位置づけている殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける立地企業数の変化を見ることで、国際戦略拠点形成における集積度を測ることができる。	13事業所 (H27)	22事業所以上 (H29)	30事業所以上 (H33)	34事業所以上 (H37)	今後、国際戦略拠点として研究開発機関の集積を進める必要があることから、年間で第1期は3事業所、第2期は2事業所、第3期は1事業所の新規進出を目標値に設定する。
	算出方法	H27.3末現在で進出が決定している企業・研究機関等の数					
<b>施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成</b>							
<b>直接目標</b>		川崎港での物流を活発にする					
1	<b>川崎港貨物取扱量(公共埠頭)</b> (港湾局調べ)	本市が管理する公共埠頭の取扱貨物量を見ることで、川崎港の物流の活性化に向けた取組の成果を測ることができる。	1,134万t (H26)	1,140万t以上 (H29)	1,210万t以上 (H33)	1,280万t以上 (H37)	公共埠頭貨物については、積極的なポートセールスや施設の整備等により川崎港港湾計画(H26改訂)における将来推計値を上回る取扱量をめざす。
	算出方法	港湾調査(統計法に基づく基幹統計として実施。川崎港に出入りした船舶及び貨物について関係者の協力を得て、調査・集計したもの)					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	川崎港へ入港する大型外航船(3千総トン数以上)の割合 (港湾局調べ)	コンテナ船をはじめ、世界的に外航船舶が大型化している中で、港湾計画に基づいた計画的な施設整備や、利用しやすい港づくりを進めることによって船舶大型化への対応を行う必要がある。このため、川崎港に入港する外航船舶のうち総トン数3千以上の大型船の割合を指標とすることで、港の活性化への取組の成果を測ることができる。	70% (H26)	73% 以上 (H29)	76% 以上 (H33)	79% 以上 (H37)	川崎港の外航入港船舶については、専用貨物の減少が見込まれる中、船舶の大型化に対応し、より効率的な港湾物流に貢献するとともに、世界的な船舶大型化の潮流に対応することにより、「川崎港港湾計画(H26改定)」における将来推計値を上回る水準の大型化割合をめざす。
	算出方法 港湾調査:3千総トン数以上の外航入港船舶数(2,010)÷川崎港に入港した外航船舶総数(2,908)×100(%)						
<b>施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備</b>							
直接目標		川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める					
1	川崎マリエン利用者数(港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む) (港湾局調べ)	川崎港の魅力を高めるためには、より多くの市民が港を訪れる機会を増やすことが重要である。このため、川崎港の主要な市民向け施設である川崎マリエンの利用者数を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	40万人 (H26)	41万人 以上 (H29)	42万人 以上 (H33)	43万人 以上 (H37)	施設利用者の目標については、本市内の主要観光施設の中で現時点での最多の入込観光客数を目標とする。
	算出方法 施設利用者の集計(展望室・体育館・テニスコート等の利用者、川崎みなと祭り来場者など)						
2	市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	川崎港の魅力を高めるためには、気軽に市民が立ち寄れる港とすることが重要である。このため、「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」割合を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	11% (H27)	13% 以上 (H29)	17% 以上 (H33)	21% 以上 (H37)	現在、港を有する政令指定都市の市民アンケートの平均値を下回っているため、その平均値をめざす。
	算出方法 「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合						
<b>政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する</b>							
<b>施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成</b>							
直接目標		川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める					
1	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	12.6万人 (H26)	12.9万人 以上 (H29)	13.3万人 以上 (H33)	13.4万人 以上 (H37)	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 広域拠点の駅を中心に半径500m圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計						
2	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往來するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	52.4 万人/日 (H25)	53.8 万人/日 以上 (H28)	55.3 万人/日 以上 (H32)	55.9 万人/日 以上 (H36)	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の乗車人員の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 広域拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計						
<b>施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備</b>							
直接目標		新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める					
1	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	17.5万人 (H26)	17.6万人 以上 (H29)	17.8万人 以上 (H33)	17.9万人 以上 (H37)	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 地域生活拠点の駅を中心に半径500m圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往來するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。(千人未満四捨五入)	51.5 万人/日 (H25)	52.1 万人/日 以上 (H28)	52.6 万人/日 以上 (H32)	52.9 万人/日 以上 (H36)	「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」より算出した増減率を使用し、各年度の乗車人員の推計値を算出し、目標とする。
	算出方法 地域生活拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計						
<b>政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する</b>							
<b>施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進</b>							
直接目標		都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する					
1	新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合 (まちづくり局調べ)	建築物は、都市空間を構成する基本要素であり、環境性能(省エネ性能、緑化、景観、耐震性、バリアフリー等)に優れた建築物が増加することで、地域の暮らしやすく魅力的な都市空間の形成にも寄与するものと考えられることから、新築建築物に対する環境に配慮した建築物の割合の変化を見ることで、都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間創出の取組の成果を測ることができる。	17% (H26)	19% 以上 (H29)	21% 以上 (H33)	23% 以上 (H37)	現状は、CASBEEを導入している政令指定都市の平均値を下回っている状況にあるため、段階的にCASBEEを導入している政令指定都市の平均値と同水準まで向上させていくことをめざす。
	算出方法 環境に配慮した建築物の棟数(864件)／新築される建築物の棟数(4,971件) ※CASBEE届出のうちB+ランク以上の評価件数、低炭素認定件数(棟数)、長期優良住宅認定件数(棟数)、省エネ法届出のうち基準適合件数の合計						
2	市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	市街地開発に関する各種取組を、地域の実情に応じて的確に誘導することが、魅力的な都市空間の創出に寄与することから、市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数を指標として設定する。	6件 (H26)	7件 以上 (H29)	9件 以上 (H33)	11件 以上 (H37)	県下と比較すると、本市は諸制度による事業の取組件数が多く、魅力的な都市空間の創出が着実に進行している。今後は、過去5年間の取組件数を踏まえつつ、社会経済状況に大きく左右される民間事業であることも考慮し、1件/2年の件数を目標とする。
	算出方法 過去5年(H22~26)の土地区画整理事業(施行認可等)、市街地再開発事業(組合設立認可等)、優良建築物等整備事業(事業採択)、民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)の累積件数						
<b>施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進</b>							
直接目標		機能的で美しく、住んでこころよい街なみを創出する					
1	「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	「景観計画」では、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするとともに、身近な街なみを守り育て次世代へと継承していくため、市内全域を景観計画区域に指定し、地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩等について基準を定めている。本計画等に基づき、地域の街なみに影響を与える建築物等に対して、計画・設計段階で、適切な景観誘導を行うことで、基準に適合した建築物を着実に増やすことができることから、これを指標とすることで個性と魅力ある良好な景観形成に向けた成果を測ることができる。	15.5% (H26)	22% 以上 (H29)	31% 以上 (H33)	41% 以上 (H37)	「景観計画」策定からこれまでの届出件数(H20~26までの累計1173件)の平均値(167件/年)に加え、今後、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の指定・拡大に伴う件数増*を加味した目標値を設定する。  ※通常は、景観法に基づく市全域が対象の届出制度が適用されるが、本制度は一定規模以上の建築物等が対象となる。これに対し、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の区域内では、こうした規模要件がないことから、当該地区の指定等に伴う件数増を加味する。
	算出方法 景観形成基準の累計適合件数(1,173※1)／届出対象の総数(7,523※2) ※1:下記届出の合計 ①景観法に基づく市内全域が対象の件数(688件) ②景観法に基づく「景観計画特定地区」内の件数(89件) ③都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」内の件数(396件) ※2:都市計画基礎調査より算出						

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法	「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12件 (H26)	16件以上 (H29)	24件以上 (H33)	32件以上 (H37)	政令指定都市の中で、同様の条例を制定しており、先進都市である横浜市は、63件/10年の登録・認定を行っていることから、都市の面積を勘案し、20件/10年を目標に、2件/年を目標とする。
		「地区まちづくり育成条例」は、住民発意の地区まちづくり活動の熟度に応じてステップアップする制度となっており、H22の制定以降、初動期のまちづくり活動を行おうとしている団体のグループ登録件数が7件、次の段階として具体的なまちづくり活動を推進している団体の認定件数が3件、最終段階としてまちづくりのルール等をまとめた構想の認定件数が2件					
<b>政策4-7 総合的な交通体系を構築する</b>							
<b>施策4-7-1 広域的な交通網の整備</b>							
直接目標		首都圏における円滑な交通網を整える					
1	算出方法	都市拠点から羽田空港までの平均所要時間 (国土交通省の調査データ(パーソントリップ調査、道路交通センサス)などに基づく本市推計値)	44分 (H17・H24)	⇒	⇒	約20%以上短縮 (H44)	「総合都市交通計画」に位置づける施策・事業を展開することで実現をめざす。ただし、「総合都市交通計画」では、中長期着手事業(C事業)に位置づける鉄道・道路ネットワーク形成事業の完成は、計画策定から概ね20年後とする計画期間を超える場合も想定している。なお、鉄道・道路ネットワーク形成事業には、休止とした縦貫鉄道計画を含んでおり、「総合都市交通計画」の見直しにおいて、目標水準についても見直しの必要性等を検討する予定である。
		本市拠点から羽田空港までの「公共交通(鉄道)利用所要時間(H24)」と「国土交通省の調査データ(H17 道路交通センサス)などに基づく自動車利用等所要時間の本市推計値」の平均値					
2	算出方法	JR南武線の最混雑時間帯における混雑率 (国土交通省ホームページにおける鉄道関係統計データ)	195% (H26)	⇒	⇒	180%以下 (H44)	「総合都市交通計画」において、混雑率が180%を超える区間を解消することを目標としている。また、運輸政策審議会第18号答申において、東京圏の主要31区間のピーク時の平均混雑率を150%にする(H10:183%)とともに、個別路線においてもピーク時混雑率を基本的に180%以下にすることをめざすとされており、現在新たな答申に向け審議中の交通政策審議会においても、引き続き混雑緩和が目標となる見直しにある。
		国土交通省による鉄道関係統計データ					
<b>施策4-7-2 市域の交通網の整備</b>							
直接目標		自動車での市内交通を円滑化する					
1	算出方法	都市計画道路進捗率 (建設緑政局調べ)	68% (H26)	⇒	⇒	71%以上 (H37)	着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の過去7年間における平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。
		都市計画道路の完成延長(207km)/都市計画道路の計画延長(305km)×100(%)					
2	算出方法	市内幹線道路における混雑時(朝夕ピーク時)の平均走行速度 (建設緑政局調べ)	16.9 km/h (H26)	⇒	⇒	17.8 km/h以上 (H37)	市内交通の円滑化が求められる中、これまでの道路ネットワークの構築等により走行速度が上昇した水準を今後もめざす。
		H22 道路交通センサス値					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
			現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>施策4-7-3 身近な交通環境の整備</b>								
<b>直接目標</b>		地域の人々が生活しやすい交通環境を整える						
1	算出方法	市内全路線バスの乗車人員数(1日平均) (市統計書・交通局データ)	地域交通の課題は路線バスで対応することを基本としており、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、乗車人数を指標として設定する。	316,045人 (H22～26平均)	32.0万人以上 (H25～29平均)	32.9万人以上 (H29～33平均)	33.8万人以上 (H33～37平均)	今後、高齢化に伴い、通勤・通学需要の減少傾向が予測されるが、現状のサービスレベルを維持するため、H20～24までの5年間の乗車人数平均を現状値としたものに、過去(民間バスはH14～24、市バスはH16～26)の増加人数平均を加算したものを目標値とする。
		年間実利用者数/365日 (川崎市営バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、小田急バス)						
2	算出方法	自転車に関わる交通事故件数 (神奈川県警察交通年鑑)	道路を利用するすべての方々の安全・安心で快適な利用環境の構築をめざし、自転車通行環境整備を実施することから、自転車に関わる交通事故件数の減少により、取組の成果を測ることができる。	1,097件 (H26)	1,060件以下 (H29)	980件以下 (H33)	900件以下 (H37)	過去20年間の自転車に関わる事故件数減少率より算出し、年間20件程度の減少をめざし、目標値を設定する。
		各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値						
<b>施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実</b>								
<b>直接目標</b>		安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する						
1	算出方法	有責事故発生件数 (走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数) (交通局調べ)	責任割合1%以上の事故を有責事故発生件数として把握することにより、市バス事業の使命である安全運行について、効果的な事故防止対策や研修等の一定の成果を測ることができる。	0.29件 (H26)	0.28件以下 (H29)	0.28件以下 (H33)	0.28件以下 (H37)	安全運行のより一層の向上を図るため、東京都や横浜市などの大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準を向上させる必要がある。過去の実績値からの削減をめざすとともに、大都市公営事業者平均0.77(H26)を下回って高い水準にあることから、その水準以下をめざす。
		(有責事故発生件数(38件)÷走行距離(13,203千km))×100,000						
2	算出方法	お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	市バスサービス全般に対するお客様満足度を把握することにより、今後のサービス向上に向けた取組や研修等について一定の成果を測ることができる。	55.4% (H26)	62.5%以上 (H29)	68.0%以上 (H33)	72.0%以上 (H37)	お客様の声や満足度などの変化を踏まえ、お客様に満足いただけるサービスの提供を行い、満足度の向上につなげる。H30までに65%以上の達成をめざすとともに、H31以降は、毎年1%以上の向上をめざす。
		市バスお客様アンケート調査(H26回答数1,402)において市バスのサービス全般を「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の5段階で評価し、「満足」と「やや満足」の合計をお客様満足度として算出						
3	算出方法	市バスの乗車人数(1日平均) (交通局調べ)	乗車人数を把握することにより、サービス向上に向けた取組について、一定の成果を測ることができる。	127,993人 (H22～H26平均)	12.9万人以上 (H25～H29平均)	13.1万人以上 (H29～H33平均)	13.3万人以上 (H33～H37平均)	乗車人数の増減の変動が大きい中、中長期的なトレンドを踏まえながら、乗車人数の増加をめざす。現状値に過去の増加人数の平均値を加え、各年度の推計値を算出し、それを上回る値を目標値として設定する。
		社会経済状況等の変化により乗車人数(1日平均)の増減の変動が大きいため、H22からH26の実績値の平均値を現状値として算出						



指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する</b>							
<b>施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進</b>							
<b>直接目標</b>		スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす					
1	<b>週1回以上のスポーツ実施率</b> (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツをする人の割合を測ることができる。	34.8% (H27)	36% 以上 (H29)	38% 以上 (H33)	40% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の週1回以上スポーツをする人の割合					
2	<b>年1回以上の直接観戦率</b> (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツの観戦をする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.4% (H27)	31% 以上 (H29)	33% 以上 (H33)	35% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上スポーツの観戦をする人の割合					
3	<b>スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合</b> (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	5.7% (H27)	6% 以上 (H29)	8% 以上 (H33)	10% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上参加した人の割合					
4	<b>スポーツセンター等施設利用者数</b> (市民・こども局調べ)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、身近なスポーツを行うことのできる施設であるスポーツセンター等の利用促進に向けた取組を進めており、利用者数の推移を見ることで、市民のスポーツ機会の増加に向けた取組の成果を測ることができる。	2,618,847 人 (H26)	263万人 以上 (H29)	276万人 以上 (H33)	276万人 以上 (H37)	第1期計画期間については、H29に予定される「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。
	算出方法	スポーツセンター等施設(8か所)における利用者数の実績報告の合計値					
<b>施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興</b>							
<b>直接目標</b>		市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする					
1	<b>主要文化施設の入場者数</b> (市民・こども局調べ)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、主要文化施設における文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の促進に向けた取組を推進しており、主要文化施設の入場者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	1,269,188 人 (H26)	135.6万人 以上 (H29)	140.5万人 以上 (H33)	140.5万人 以上 (H37)	文化芸術活動は市民生活にうおいや豊かさを付与するものであるため、施設ごとに既に設定している目標値や直近の実績値などを踏まえ、目標値を設定する。
	算出方法	主要文化施設(8か所)における入場者数の実績報告の合計値					
2	<b>年1回以上文化芸術活動をする人の割合</b> (市民アンケート)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、年1回以上文化芸術活動をする人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	14.6% (H27)	16% 以上 (H29)	18% 以上 (H33)	20% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上文化芸術活動をする人の割合					
<b>施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進</b>							
<b>直接目標</b>		音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる					
1	<b>「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合</b> (市民アンケート)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化につなげるため、多様な主体と連携しながら、音楽に関するイベントの振興等を図り、音楽を楽しめる環境づくりを進めており、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	53.3% (H27)	55% 以上 (H29)	57% 以上 (H33)	60% 以上 (H37)	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市上位をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人(そう思う+やや思う)の割合					

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	<b>ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率</b> (ミュージアム川崎シンフォニーホールの実績報告書)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化を図るため、音楽によるまちづくりの中核的施設であるミュージアム川崎シンフォニーホールの魅力を発信するための公演内容等の充実等を図っており、その主催・共催公演の入場者率を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	72%	73%	74%	75%	過去5年間(東日本大震災による休館期間を除く)のミュージアム川崎シンフォニーホールの入場者率は、リニューアルオープン(H25)年度以外は70%から73%で推移していることから、最高値(73%)を起点として、目標値を設定する。
	算出方法 主催・共催公演の入場者数(90,920人)÷主催・共催公演の入場者定員数(126,272人)×100(%)		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	<b>「映像のまち」の取組を評価できる人の割合</b> (市民アンケート)	映像に関するイベントの振興等を行うことによって、映像を通じた地域活性化につながる取組等を推進しており、こうした「映像のまち」の取組を評価できる人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	18.4%	20%	25%	30%	H27に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「映像のまち」の取組を評価できる人(そう思う+やや思う)の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>政策4-9 戦略的なシティプロモーション</b>							
<b>施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成</b>							
直接目標		市内外における市の認知度・好感度を高める					
1	<b>シビックプライド指標</b> <b>市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値</b> (都市イメージ調査)	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標である「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用している。本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求めており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	愛着 6.0 誇り 5.0	愛着 6.1 誇り 5.1	愛着 6.5 誇り 5.5	愛着 7.0 誇り 6.0	隣接都市(平均:愛着6.3 誇り5.3)と比較し、下回っている現状があるため、概ね10年後に、それを上回ることを目標とする。
	算出方法 都市イメージ調査(調査モニターを用いた地域別インターネット調査4,000人)における「シビックプライド指標」は「愛着」、「誇り」の2要素から構成され、その2要素それぞれに3つの質問項目の評価を1点~10点の幅で設け、その3つの質問に対するポイントの平均値をそれぞれの要素の得点と算出		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合</b> (都市イメージ調査)	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を測る指標として、「隣接都市在住者における川崎のイメージを良いと思う人の割合」を使用しており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	50.3%	51%	53%	55%	調査時期における市内でのイベント開催や施設のオープン、事件・事故等の影響を踏まえても、本市のイメージを安定的に、少しでも向上させることを目標とする。
	算出方法 都市イメージ調査(調査モニターを用いた地域別インターネット調査4,000人)において、「あなたは、川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問項目に対して、評価を1点~10点の幅で設け、6点~10点を「よい」とした割合		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興</b>							
直接目標		市内への集客及び滞在を増加させる					
1	<b>主要観光施設の年間観光客数</b> (経済労働局調べ)	これまで取り組んできた地域特性を活かした観光振興を今後も推進し、更なる観光客数の増加をめざすため、その取組の成果を客観的に示す数値として主要観光施設の年間観光客数が最適であることから、これを指標として設定する。	1,504万人	1,646万人	1,856万人	2,100万人	本市の主要観光施設への観光客数については、これまでの観光振興の取組により、直近の実績で3%程度の伸びがあることから、今後もこの水準以上の観光客の増加を目標とする。
	算出方法 主要観光施設からの報告値等の集計		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
			現状値	第1期	第2期	第3期	
2	算出方法	市内宿泊施設からの報告値等の集計	178万人 外国人 15万人 (H26)	187万人 以上 外国人 17万人 以上 (H29)	198万人 以上 外国人 19万人 以上 (H33)	210万人 以上 外国人 21万人 以上 (H37)	近年の外国人観光客の増加や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、既存宿泊施設の稼働率増や新規宿泊施設の建設を念頭に、毎年約3万人以上の増加(外国人宿泊客数については毎年3%程度以上の増加)を目標とする。
		宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	市内での観光客による消費を増加させるために、日帰り客だけでなく市内の宿泊客を増加させるための取組が必要であり、その成果を客観的に示す数値として市内宿泊施設における宿泊客数が最適であることから、これを指標として設定する。				
3	算出方法	工場夜景ツアー及び産業観光ツアーの参加者数の集計	6,600人 (H26)	7,200人 以上 (H29)	8,100人 以上 (H33)	9,200人 以上 (H37)	これまでの取組によって産業観光に関する認知や需要が高まってきており、今後もこれを継続することにより、観光客数の伸びに合わせて毎年3%程度以上の増加を目標とする。
		工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数 (経済労働局調べ)	産業観光については、本市の地域特性を活かした貴重な観光資源であり、今後も本市の観光施策の中心であることから、そのツアーの年間参加者数を、観光振興の取組の成果を客観的に示す指標として設定する。				

## 基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方	
		現状値	第1期	第2期	第3期		
<b>政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する</b>							
<b>施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり</b>							
<b>直接目標</b>		多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める					
1	<b>地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合</b> (市民アンケート)	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている社会貢献活動にかかわったことがある市民の割合を指標とする。	19.8%	21%	23%	25%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)で「地域貢献活動について知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
2	<b>町内会・自治会加入率</b> (市民・こども局「住民組織調査」)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	63.8%	64%	64%	64%	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準(平成27年4月1日現在の加入率)を維持していくことをめざし、目標値を設定する。
	算出方法 町内会・自治会加入世帯数(442,037 世帯)÷総世帯数(693,203 世帯)×100 (%)		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	
3	<b>市内認定・条例指定NPO法人数</b> (市民・こども局調べ)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、その担い手となるNPO法人の基盤強化の支援や寄附促進に向けた取組等を実施しており、NPO法人のうち、寄附者等の人数で地域から支援されているかどうかを測る「パブリックサポートテスト(PST基準)」や適正運営要件を満たした認定・条例指定NPO法人の法人数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8 団体	14 団体	22 団体	30 団体	神奈川県が県内約 3,500 団体に対して、毎年20団体増を目標としていることから、本市においても同様の水準となる、約 350 団体のうち毎年2団体増を認定・指定の目標値として設定する。
	算出方法 本市が認定又は条例指定をしている法人数		(H26)	(H29)	(H33)	(H37)	
<b>施策5-1-2 迅速的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進</b>							
<b>直接目標</b>		市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う					
1	<b>コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの対応満足度</b> (総務局調べ)	広聴体制の1つである「サンキューコールかわさき」の対応に対する満足度を調査することにより、市に対する意見や相談を受ける体制に満足しているかを測ることができる。	4.9 点	4.9 点	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。		市政に関する問合せ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」利用者の対応満足度について、現状の高い満足度の維持・向上をめざす。
	算出方法 サンキューコールかわさき利用者に対する電話アンケート(インバウンド型電話アンケート(年3回))を実施し、対応についての評価(5点満点)の平均点を算出		(H27 暫定値)	(H29)			
2	<b>必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合</b> (市民アンケート)	市政だよりや市ホームページ等による市政情報を迅速かつ分かりやすく発信する取組の成果は、必要な情報を得ることができているという市民の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.5%	39%	42%	45%	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均以上をめざし、第1期計画期間までに年 1.5% 増、第2期計画期間以降は各期 3% 増を目標値として設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)で「必要な市政情報を得ることができている」と答えた人の割合		(H27)	(H29)	(H33)	(H37)	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
		現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化</b>						
<b>直接目標</b>	市民満足度の高い区役所サービスを提供する					
1	<b>区役所利用者のサービス満足度</b> (市民・こども局 各区役所における聞き取り調査)	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、「区役所サービス向上指針」に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となった、より一層のサービス向上を図っており、区役所利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97% (H27)	98% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。	区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、H27の満足度調査結果を踏まえ、第1期の目標値を98%に設定する。
	算出方法 各区役所利用者への聞き取り調査(年1回実施、1回に各区100人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか」)に対して「はい」と答えた人の割合					
2	<b>個人番号カード交付率</b> (市民・こども局調べ)	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストアでの証明書発行等による市民サービスの向上や業務の効率化の取組を進めており、マイナンバー制度の個人番号カードの新規交付率を見ることで、その成果を測ることができる。	H28.1 から交付開始	7% 以上 (H29)	14% 以上 (H33)	21% 以上 (H37)
	算出方法 市内で交付された個人番号カードの累計枚数/住民基本台帳人口×100(%) なお、個人番号カードは、平成28年1月から新たに交付が開始されたため、現状値(H27)の設定はしないものとする。					
<b>政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる</b>						
<b>施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進</b>						
<b>直接目標</b>	平等と多様性を尊重する意識を高める					
1	<b>平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合</b> (市民アンケート)	平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることができ。	40.6% (H27)	41% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組めます。	H27に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、第1期計画期間における目標値を41%に設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の平等と多様性が尊重されていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合					
2	<b>子どもの権利に関する条例の認知度</b> (市民・こども局 子どもの権利に関する実態・意識調査)	子どもの権利の保障が図られるため、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることができ。	45.0% (子ども)	47% 以上 (子ども)	50% 以上 (子ども)	55% 以上 (子ども)
	算出方法 「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出 子ども2,100人、大人900人)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%) (現状値: 子ども 321人/714人×100=45.0% 大人 98人/307人×100=31.9%)					

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の目標値				目標値の考え方
		現状値	第1期	第2期	第3期	
<b>施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進</b>						
<b>直接目標</b>		性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える				
1	<b>男女が平等になっていると思う市民の割合</b> (市民アンケート)	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに向け、男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための意識普及に取り組んでおり、「男女が平等になっている」と思う市民の割合」の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	31.2% (H27)	33% 以上 (H29)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	H27 に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)の男女が平等になっていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合					
2	<b>市の審議会等委員への女性の参加比率</b> (市民・こども局 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査)	男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策決定過程やさまざまな方針等の決定の場への女性の参画を推進しており、川崎市審議会等委員への女性の参画状況の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができる。	31.5% (H26)	37% 以上 (H29)	40% 以上 (H33)	40% 以上 (H37)
	算出方法 女性の委員数(870人)÷本市の審議会等の委員総数(2,973人)×100(%)					

新たな総合計画第1期実施計画案

平成28年2月

(問い合わせ)

川崎市総合企画局都市経営部企画調整課

TEL 044-200-2550

FAX 044-200-3798

E-mail 20kityo@city.kawasaki.jp









KAWASAKI CITY

川崎市